

第2章 施策の展開

序 論 地域共生社会の実現に向けて
施策体系図

ロジックツリー

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

第4節 介護保険サービス等の

適切な提供とその基盤づくり

第5節 市町村が行う取組の支援施策

序論 地域共生社会の実現に向けて

- 本県の人口は明らかに減少局面に入り、超高齢社会や本格的な人口減少社会など予測していた社会が現実のものとして到来しています。これまでは団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年を目指して取組を進めてきましたが、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となる2040年に向け、支援や介護が必要な高齢者が増えると同時に、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。その一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が一層重要となります。
- また、高齢化のピークを迎える時期やスピード、医療介護の資源の状況は県内でも地域によって異なることから、地域の実情に合わせた対応が求められています。
- 家族のあり方が多様化し、高齢化が進む中、高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯や育児と介護に同時に直面する世帯など、課題が複合化していて、各分野別の支援では適切な解決策を講じることが難しいケース（いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など）も増えてきています。
- 「こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」であるケアラーへの社会的な支援が一層必要となっています。家族の介護を理由にやむなく仕事を辞めてしまう「介護離職」、また近年では「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちの存在も明らかになってきています。年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援することが必要です。
- 令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が公布され、「断らない相談支援」など、複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）が制度化されました。（令和3年度から市町村による「手上げ」方式で実施）
- 地域包括ケアシステム※は高齢者を対象とした制度ですが、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方や地域づくりに関する取組は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。
- この計画では、当事者目線に立ち、誰も取り残さない、誰もがその人らしく暮らすことのできる、ともに生きる社会の実現を、各施策を推進する上での共通理念として取り組みます。

キーワード 地域共生社会

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいいます。（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より）

トピック ともに生きる社会かながわ憲章

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、障がい者に対する偏見や差別的思考から 19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生し、障がい者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県では平成 28 年 10 月 14 日に、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを「ともに生きる社会」の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

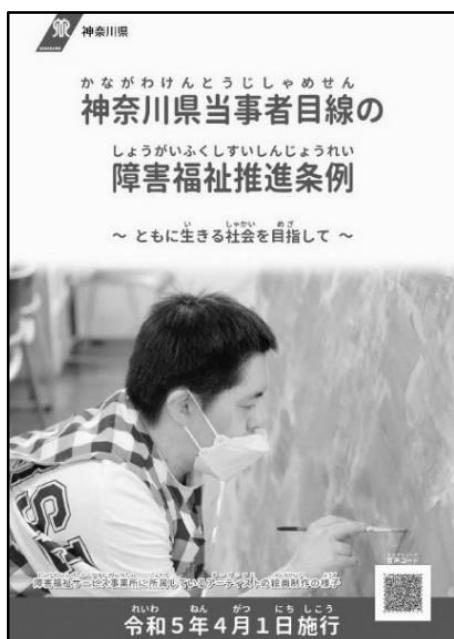


トピック 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～

県は「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障害福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考えました。

そして、2022 年（令和 4 年）9 月 7 日『令和 4 年神奈川県議会第 3 回定例会』に条例案を提出しました。同年 10 月 14 日に県議会本会議において全会一致により可決、成立、同月 21 日に公布し、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日に施行としました。

なお、条例の題名は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ですが、当事者目線の障害福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、条例の周知啓発を行う際には、必ず、副題として「～ともに生きる社会を目指して～」を付すこととしています。



基本理念（大切にすること）

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障がい者が自己決定できるようにすること
- ・ 障がい者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障がい者の可能性を大切にすること
- ・ 障がい者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

県ホームページ

条例の詳細はこちら



施策体系図

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進	主要施策1	地域包括支援センターの機能強化
	構成施策①	地域包括支援センターの円滑な運営
	構成施策②	地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施
	主要施策2	医療と介護の連携の強化
	構成施策①	地域における連携強化の取組の推進
	構成施策②	在宅医療体制の充実
	主要施策3	地域での支え合いの推進
	構成施策①	身近な地域における介護保険サービスの適切な提供
	構成施策②	住民参加による地域での支え合いの推進
	構成施策③	地域で支えるための人材の育成と体制づくり
	構成施策④	多世代居住のまちづくり
	主要施策4	NPO・ボランティア等との協働
	構成施策①	NPO・ボランティア等の活動の促進
	構成施策②	NPO等との協働
柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進	主要施策5	ケアラー（介護者）への支援
	構成施策①	ケアラーを支えるネットワークの構築
	構成施策②	ケアラーへの支援の推進
	構成施策③	ケアラーに関する広報の充実
	主要施策6	多様な住まいの確保
	構成施策①	高齢者向け住宅の整備
	構成施策②	高齢者等の居住支援の推進
	構成施策③	住宅改修・福祉用具利用の相談体制の充実
	主要施策1	高齢者虐待防止対策の推進
	構成施策①	高齢者虐待防止の取組の推進
	構成施策②	拘束なき介護の取組の推進
	主要施策2	権利擁護のしくみの充実
	構成施策①	地域包括支援センターによる権利擁護の取組
	構成施策②	神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組
	構成施策③	成年後見制度の利用促進
	構成施策④	矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

柱3 安全・安心な地域づくり	主要施策1	地域における見守り体制の充実
	構成施策①	訪問活動の充実
	構成施策②	福祉サービスの提供に際しての安否確認
	構成施策③	地域見守り活動の推進
	主要施策2	バリアフリーの街づくりの推進
	構成施策①	みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発
	構成施策②	福祉有償運送等の推進
	構成施策③	道路や公共交通機関のバリアフリー化
	構成施策④	都市公園施設のユニバーサルデザイン化
	主要施策3	事故や犯罪被害などの防止
	構成施策①	交通安全対策の充実
	構成施策②	防犯対策の推進
	構成施策③	高齢者の消費者被害の未然防止と救済
	構成施策④	犯罪被害者等への支援
	主要施策4	災害時の要配慮者への支援の推進
	構成施策①	要配慮者への支援体制の整備

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

柱1 未病改善の取組の推進	主要施策1	地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進
	構成施策①	自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
	主要施策2	健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組
	構成施策①	地域における健康づくりの推進
	構成施策②	地域の食生活の改善
	構成施策③	こころの健康づくりの推進
	構成施策④	歯及び口腔の健康づくりの推進と口腔ケアの充実
	構成施策⑤	未病改善の推進
	構成施策⑥	地域リハビリテーション支援体制の推進
	構成施策⑦	特定健康診査・特定保健指導の推進
	構成施策⑧	後期高齢者医療制度の円滑な運営
	構成施策⑨	「健康団地」の取組

柱2	社会参画の推進	主要施策1	地域共生社会の実現に向けた活動への支援
		構成施策①	人生100歳時代の設計図の取組の推進
		構成施策②	老人クラブ活動の推進
		構成施策③	ボランティア活動等の推進
柱3	学生・生涯学習・文化活動の推進	構成施策④	情報アクセシビリティの推進
		主要施策2	就業に対する支援
		構成施策①	中高年齢者の就業支援の推進
		構成施策②	シルバー人材センター事業の支援
柱3	学生・生涯学習・文化活動の推進	主要施策1	生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進
		構成施策①	生涯学習・文化活動への支援
		構成施策②	生涯スポーツへの支援
		構成施策③	学習やスポーツ活動、交流体験の場の提供

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

柱1	認知症施策の総合的な推進	主要施策1	認知症の人に関する理解の増進等
		構成施策①	認知症に関する理解促進
		構成施策②	認知症の人本人からの発信支援
		主要施策2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
		構成施策①	「認知症バリアフリー」の推進
		構成施策②	地域での見守り体制の整備
		主要施策3	認知症の人の社会参加の機会の確保等
		構成施策①	認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保
		構成施策②	若年性認知症の人への支援
		主要施策4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
		構成施策①	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組
		主要施策5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
		構成施策①	早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備
		構成施策②	保健・医療・福祉の連携強化、医療従事者等の認知症対応力向上の促進
		構成施策③	介護サービスの基盤整備・介護従事者の認知症対応力向上の促進
		構成施策④	認知症の人の介護者の負担軽減の推進
		主要施策6	相談体制の整備等
		構成施策①	認知症の人や家族の相談体制の整備及び支え合いの充実
		主要施策7	認知症未病改善の推進及び調査研究等
		構成施策①	軽度認知障害（MCI）への取組
		構成施策②	認知症未病改善の推進

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

柱1 介護保険サービス等の 適切な提供	主要施策1 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営
	構成施策① 介護保険サービスの適切な提供 構成施策② 介護保険制度の円滑な運営
柱2 保健・医療・福祉の人材の 養成、確保と資質の向上	主要施策2 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実
	構成施策① 低所得者の負担への配慮 構成施策② 介護保険審査会の運営 構成施策③ 介護サービス事業者の適切な指定及び指定更新 構成施策④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化 構成施策⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援 構成施策⑥ 介護サービス評価制度の普及 構成施策⑦ 相談・苦情対応体制の充実
柱2 保健・医療・福祉の人材の 養成、確保と資質の向上	主要施策1 人材の養成
	構成施策① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成 構成施策② 介護職員等の養成 構成施策③ 看護師等の専門人材の養成 構成施策④ 介護認定調査員等、介護サービス相談員の養成
柱2 保健・医療・福祉の人材の 養成、確保と資質の向上	主要施策2 人材の確保・定着対策の充実
	構成施策① 保健・医療・福祉分野への参入促進 構成施策② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付 構成施策③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援 構成施策④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策 構成施策⑤ 福祉・介護人材の定着の促進
柱2 保健・医療・福祉の人材の 養成、確保と資質の向上	主要施策3 人材の資質の向上
	構成施策① 介護職員の資質の向上 構成施策② 介護支援専門員の資質の向上 構成施策③ 職能団体と連携した専門人材の資質の向上 構成施策④ 介護サービス相談員等の資質の向上

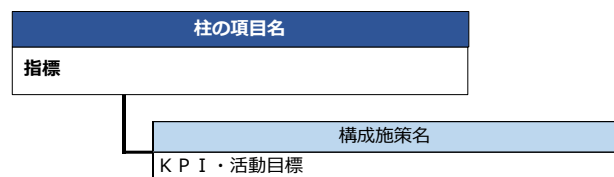
柱3 介護サービス提供基盤の整備	主要施策1	介護保険施設等の整備
	構成施策①	地域密着型サービス等のサービス基盤の整備
	構成施策②	介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備
	構成施策③	短期入所施設の整備
	構成施策④	軽費老人ホームの整備等
	構成施策⑤	養護老人ホームの整備等
	主要施策2	施設におけるサービスの質の向上
	構成施策①	特別養護老人ホームの居住環境の改善
	構成施策②	拘束なき介護の取組の推進（再掲）
柱4 介護現場の革新	構成施策③	介護サービス評価制度の普及（再掲）
	構成施策④	質の高い介護サービス事業所の認証・表彰
	主要施策3	介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化
	構成施策①	高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化
	構成施策②	災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援
	構成施策③	高齢者福祉施設等の感染症対策の充実
	主要施策1	介護現場の生産性向上
	構成施策①	介護ロボット・ICTの導入推進
	構成施策②	文書負担軽減の取組
	主要施策2	エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上
	構成施策①	介護ロボット等の活用による適切なケアの実施
	構成施策②	介護現場でのICTの導入の促進

第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援	主要施策1	データを活用した地域分析支援
	構成施策①	データを活用した地域分析支援
	主要施策2	自立支援・重度化防止の支援
	構成施策①	自立支援・重度化防止の支援
	主要施策3	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援
	構成施策①	地域包括ケアを担う人材の育成
柱2 給付介護保険の適正化の取組への支援	主要施策1	介護給付の適正化の推進
	構成施策①	介護給付の適正化の推進

ロジックツリー

凡例



【指標】

柱の達成度を象徴的に表す数値を、参考を示しています。
県民や企業、団体、行政などの多様な主体による活動や、社会・経済状況など様々な要因によって変動する可能性があります。

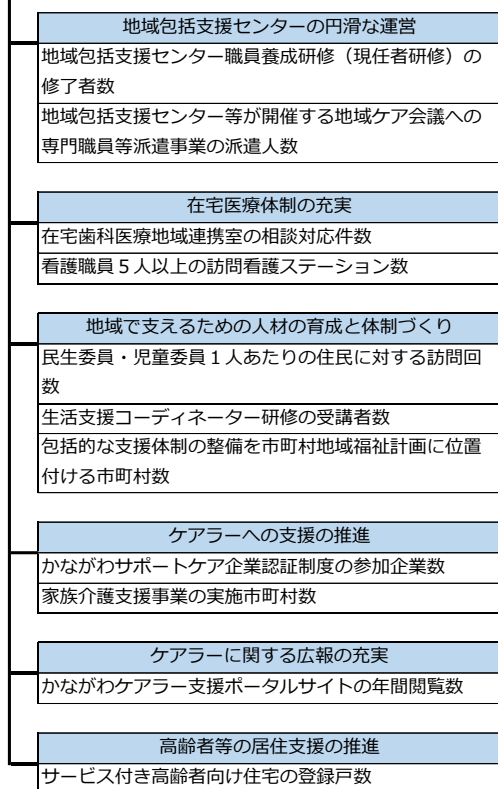
【KPI（重要業績評価指標）】

Key Performance indicator の略称で、実施した施策・事業の進捗状況や達成の度合いを測るため、毎年度の目標値を示しています。

県の取組による直接的な成果のほか、県の取組が間接的に影響し達成される成果もあります。

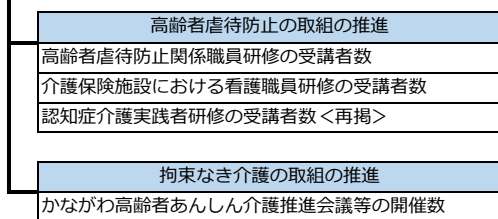
地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合



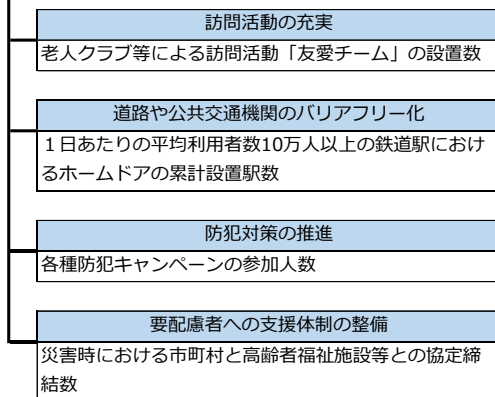
高齢者の尊厳を支える取組の推進

民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる高齢者虐待の「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組を行っている市町村数



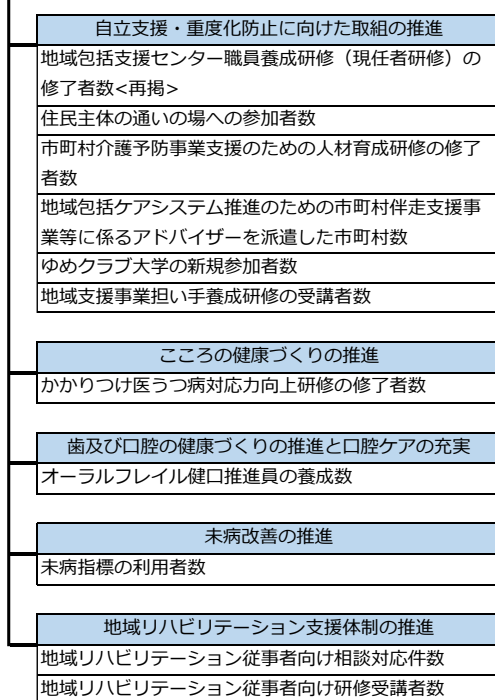
安全・安心な地域づくり

県民ニーズ調査「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度



未病改善の取組の推進

平均自立期間



社会参画の推進

長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合

- 老人クラブ活動の推進
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数
- 中高年齢者の就業支援の推進
「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率

生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

- 生涯学習・文化活動への支援
共生共創事業の参加者（出演者、観覧者等）の満足度

認知症施策の総合的な推進

県のアンケート調査において、認知症の人が「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」と答える割合

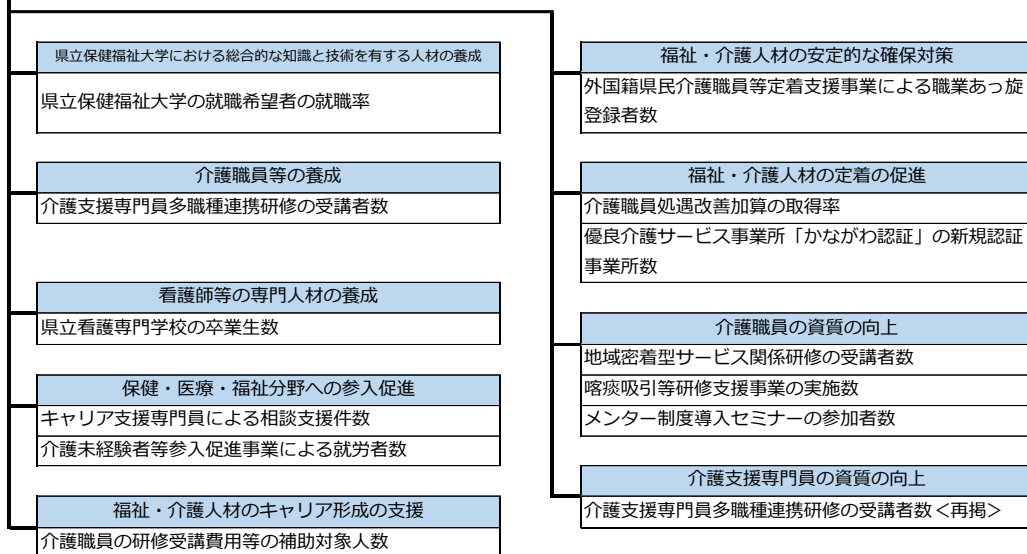
- 認知症に関する理解促進
県実施の講座による認知症サポーター新規養成者数
- 認知症の本人からの発信支援
かながわオレンジ大使による講演等の回数
- 地域での見守り体制の整備
認知症等行方不明 SOS ネットワークの新規事前登録者数
「チームオレンジ」の設置数（累計）
- 認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保
市町村老人クラブ連合会事業の新規実施数
- 若年性認知症の人への支援
若年性認知症支援コーディネーターへの新規相談件数
若年性認知症研修の受講者数
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組
県のアンケート調査において、認知症の本人が「自分の思いが尊重されていると思う」の問いに対して「とてもそう思う」「わりとそう思う」と答える人の割合

- 早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備
市町村における認知症初期集中支援チーム員研修の新規受講者数
- 保健・医療・福祉の連携強化・医療従事者等の認知症対応力向上の促進
認知症サポート医養成者数（累計）
- 介護サービスの基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進
介護職員実践者研修の受講者数
認知症高齢者グループホームの定員数＜再掲＞
- 認知症の人の介護者の負担軽減の推進
認知症コールセンター相談件数
- 相談体制の整備等
認知症コールセンター相談件数＜再掲＞
- 認知症未病改善の推進
地域におけるコグニサイズ新規指導者数

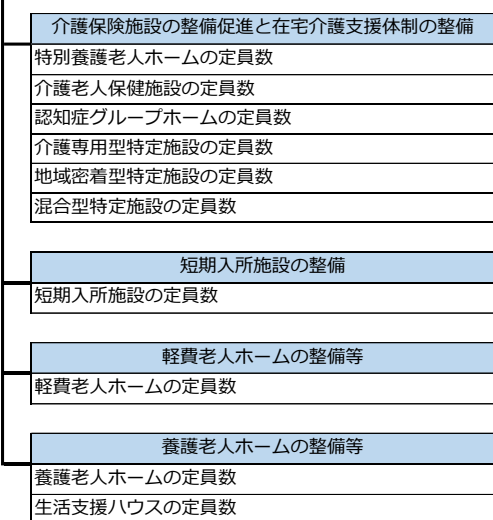
介護保険サービス等の適切な提供

- 相談・苦情対応体制の充実
介護サービス相談員派遣事業を実施する市町村数

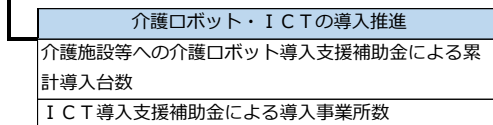
保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上
事業所における介護労働実態調査「従業員の過不足の状況」の問いに「不足感がある」と回答した事業所の割合



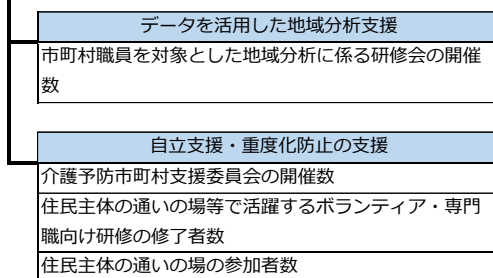
介護サービス提供基盤の整備
特別養護老人ホームのユニット化率



介護現場の革新
介護報酬において、データに基づき質の高いサービスを提供する事業所が取得する「科学的介護推進体制加算」の取得率



自立支援・重度化防止の取組の支援
第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合



介護保険給付適正化の取組への支援
適正化主要3事業の県内市町村における実施率

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスをはじめ、様々な保健福祉サービスを適切に組み合わせるなど、効果的なサービスを提供することが必要です。
- 一人暮らしや健康に不安があるなど、支援を必要とする高齢者には、自立した生活を支援するサービスを提供することが必要です。
- これらのサービスの提供に当たっては、関係機関やボランティアなどが連携を図り、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的に支え合う地域包括ケアシステム*を深化・推進していくことが重要です。
- いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」のほか、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもの存在等、ケアの必要な人を無償で支援する家族への支援が一層求められる事例が明らかになってきています。課題が複合化し、介護分野の地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。
- 医療や介護を必要とする高齢者の心身の状態に即した適切なサービス提供を切れ目なく行うため、医療と介護の連携を強化する必要があります。

目指すべき方向性

- 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センター*の体制や機能を強化します。
- 保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携・協働体制を強化し、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における高齢者の自立した生活のための支援や、介護者への支援を行います。
- 地域における包括的・継続的なケアを行うため、地域における医療と介護の連携を強化するための取組を進めます。
- 地域の見守り活動や買い物弱者への生活支援などに高齢者も担い手として参加するなど、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。
- 介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

指標

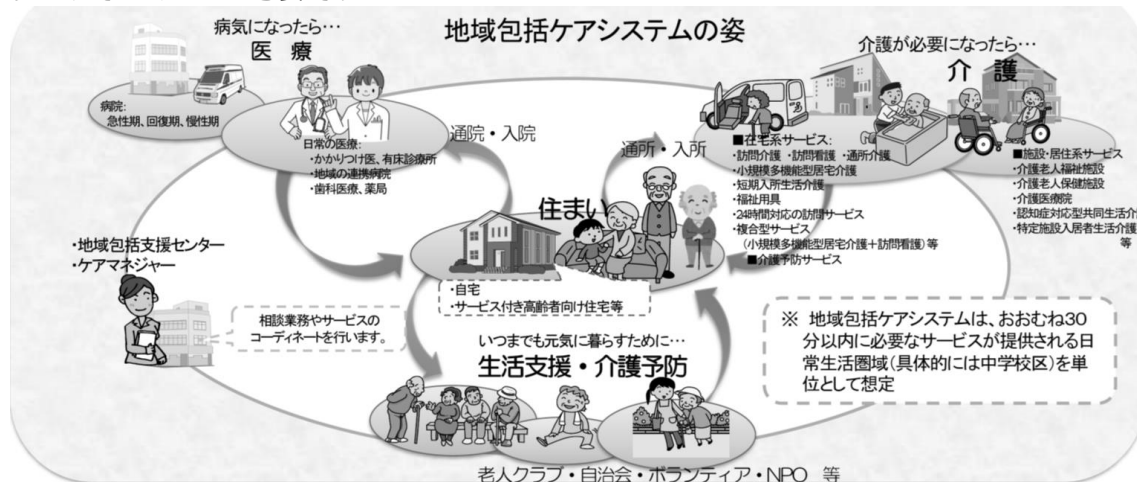
指標		現状	目標
住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合		2021年 36.7% (令和3年)	2027年 57.7% (令和9年)
指標の考え方	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、心身の状態に即して医療・介護サービスを切れ目なく提供する必要があります。 そこで、医療と介護の連携の強化や地域包括支援センターの機能強化などの施策を着実に進めていくことで、2021年の実績を基準に、住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合を年3.5%ずつ増やすことをめざし、2027年に57.7%とすることを目標とします。		

キーワード 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみです。

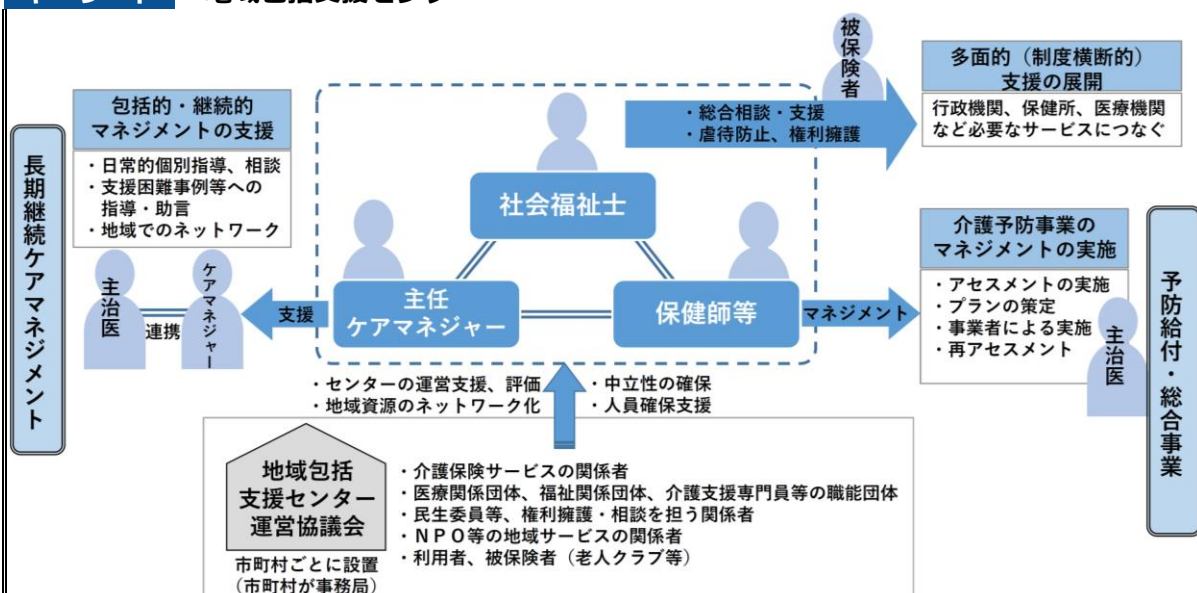
今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

地域包括ケアシステムは、市町村や県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(出典: 厚生労働省 令和5年8月30日 社会保障審議会介護給付費分科会(第222回)資料)

キーワード 地域包括支援センター



(県高齢福祉課作成)

【地域包括支援センターが担う役割】

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、

- ① 介護状態となることを防止するための介護予防事業のマネジメント
- ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者等に対する権利擁護事業
- ④ 支援困難事例への対応など、介護支援専門員※(ケアマネジャー)への支援

の4つの事業に加え、住まいの支援や見守り等の生活支援を、地域において一体的に実施する役割を担います。

また、在宅医療・介護の連携強化や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等を図る中で、地域包括支援センターの更なる機能強化に取り組みます。

主要施策1 地域包括支援センターの機能強化

高齢者とその家族・介護者が抱える様々な課題に対して適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの機能を強化するとともに、様々な機関やボランティア等が連携を図りながら、高齢者自らも参加し、包括的・継続的な支え合いを行う地域包括ケアシステムの構築を一層推進することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 地域住民に対する包括的・継続的支援が行えるよう、地域包括支援センターの機能を強化します。
- ◇ 高齢者とその家族・介護者が抱える複合的な課題に当事者目線で適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉の関係機関や団体等のネットワークの構築を図ります。
- ◇ 地域ケア会議の内容の充実に向けて支援します。

構成施策① 地域包括支援センターの円滑な運営

- 市町村は、人口規模や地域における保健福祉サービスなどの社会資源の状況等を踏まえ、日常生活圏域※（概ね中学校区）を単位に、地域の実情に応じて地域包括支援センターを設置しています。また、基幹型や認知症等の機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担や連携強化を図っています。
- 地域包括支援センターや市町村は、医療・介護・福祉等の関係者による「地域ケア会議」を開催し、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。
- 県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、広域的な課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」を開催します。また、市町村の個別の課題やニーズに応じた伴走支援や、地域包括支援センター職員研修の実施のほか、地域における医療と介護等連携に係るネットワークづくりを支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
1	地域包括支援センター職員等養成研修 (県・指定都市)	地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。
2	地域ケア多職種協働推進事業(県)	地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携のための広域的な課題の抽出やその対応策等の検討を行い、市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。 市町村へリハビリテーション専門職や学識経験者等を派遣し、具体的な助言を行うとともに、医療や介護の専門職を対象に、在宅療養者支援について多職種協働のための研修を実施します。
3	地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)	地域包括ケアシステムを推進するため、市町村が抱える地域支援事業等の施策や庁内連携、多職種連携等の課題に対し、有識者とともに個別支援を行う伴走支援事業を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修 (現任者研修)の修了者数	176人	200人	200人	200人	200人
地域包括支援センター等が開催する地域 ケア会議への専門職員等派遣事業の 派遣人数	69人	80人	90人	90人	90人

キーワード 地域ケア会議

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催
(高齢者の個別課題の解決)

○多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた

- ①地域支援ネットワークの構築
 - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③地域課題の把握
- などを行う。

《主な構成員》
自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加
※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

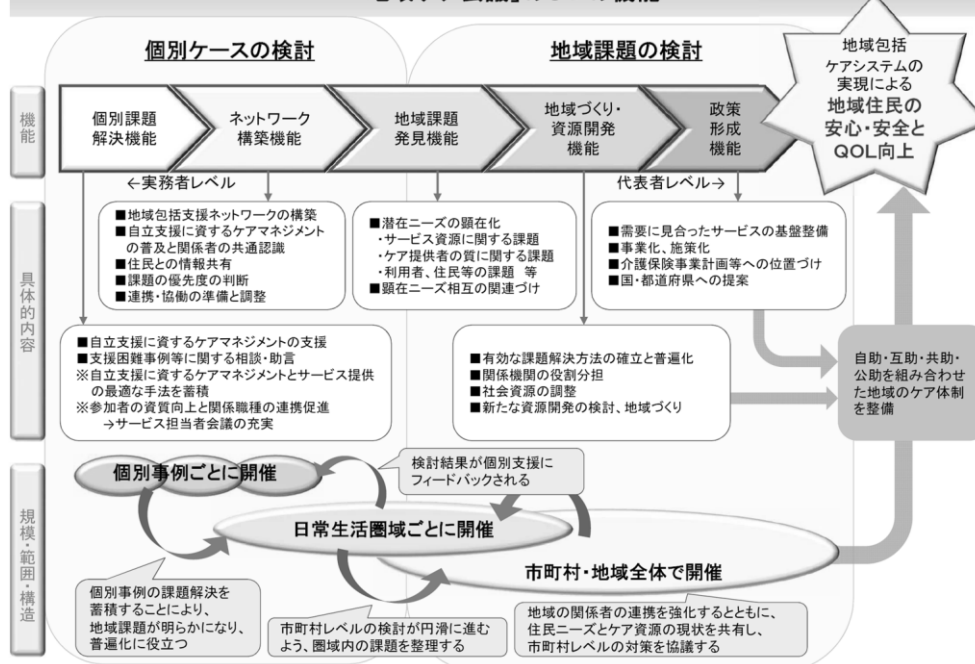
政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催

(地域課題を解決するための社会基盤の整備)

「地域ケア会議」の5つの機能



(出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」)

構成施策② 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施

- 地域包括支援センターは、高齢者や家族に対する支援のワンストップサービスの拠点として、地域支援事業である総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。
- 地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての様々な関係機関やボランティア等との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。
- 2020年（令和2年）の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業においても、地域包括支援センターは「断らない相談支援」の中心的な役割を果たすことが期待されます。
- 県は、地域支援事業の費用の一部を負担するほか、地域の関係機関をつなぐコーディネート機能を強化するとともに、高齢者や家族が抱える複合的な課題にも適切に対応できるよう、市町村を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
4	総合相談支援事業 (市町村)	地域の高齢者とその家族が必要とする支援を把握し、適切なサービス、機関、制度の利用につなげていくため、 ①保健・医療・福祉等の様々な関係者とのネットワークの構築 ②高齢者の心身の状況、家庭環境等の実態の把握 ③本人や家族等からの相談を受け、適切な機関等につなげるなどの総合相談支援を行います。
5	介護予防ケアマネジメント事業(市町村)	市町村が把握した要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、介護予防事業を含めた適切なサービスが提供できるよう、必要な援助や調整を行います。
6	権利擁護事業 (市町村)	高齢者への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合的な相談窓口として、権利擁護相談や支援を行います。
7	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (市町村)	要介護者、要支援者及び要支援となるおそれのある者が継続的・包括的なケアを受けることができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携を強化するための取組を行います。 また、地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を中心に、地域の介護支援専門員が要介護者や要支援者に対して適切なサービスの提供を目指したケアプランを作成できるよう、介護支援専門員への情報提供や指導・助言等を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)		3
生活支援コーディネーター※研修(県)	56	15
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業(県)	85	97

キーワード 重層的支援体制整備事業

市町村において、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、2020年（令和2年）の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、2021年（令和3年）4月から施行されました。

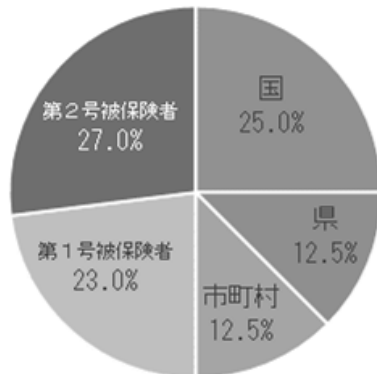
重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっています。

キーワード 地域支援事業

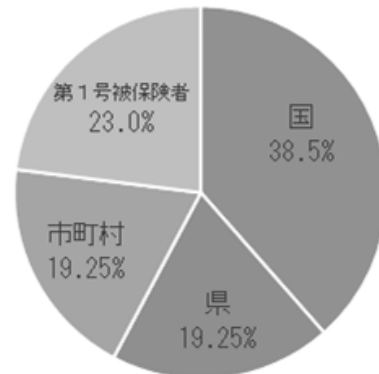
市町村は、被保険者が要介護状態等になることを防止し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した生活を営むことができるよう、地域支援事業を実施します。

区分	事業	
必須事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活サービス事業 〔要支援者に対する訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント〕
		一般介護予防事業（住民主体の通いの場など）
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営 〔介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援、地域ケア会議〕
		在宅医療・介護連携の推進
		認知症施策の推進 （認知症初期集中支援チーム※、認知症地域支援推進員等）
		生活支援サービスの体制整備 （生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）
任意事業	介護給付等費用適正化事業	
	家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等、市町村が必要と認める事業	

介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業の財源構成



（注1）第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。

（注2）第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付。

地域支援事業に要する費用の見込み

区分	年度	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）	合計
地域支援事業		393.4億円	408.1億円	418.6億円	1,220.1億円
	介護予防・日常生活支援総合事業	231.1億円	242.0億円	249.9億円	723.0億円
	包括的支援事業及び任意事業	162.3億円	166.1億円	168.7億円	497.1億円

主要施策2 医療と介護の連携の強化

医療や介護が必要な高齢者に対して、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行うため、医療と介護の連携を強化します。

主要施策の方向

- ◇ 地域における保健・医療・福祉の関係機関や団体等の連携を強化する取組を進めます。
- ◇ 医療に係る専門的・技術的な対応が必要な事項や、広域的な連携が必要な事項に関する市町村支援を推進します。
- ◇ 在宅医療施策や訪問看護の充実を図ります。

構成施策① 地域における連携強化の取組の推進

➤ ケアマネジメント等に関する連携強化の取組

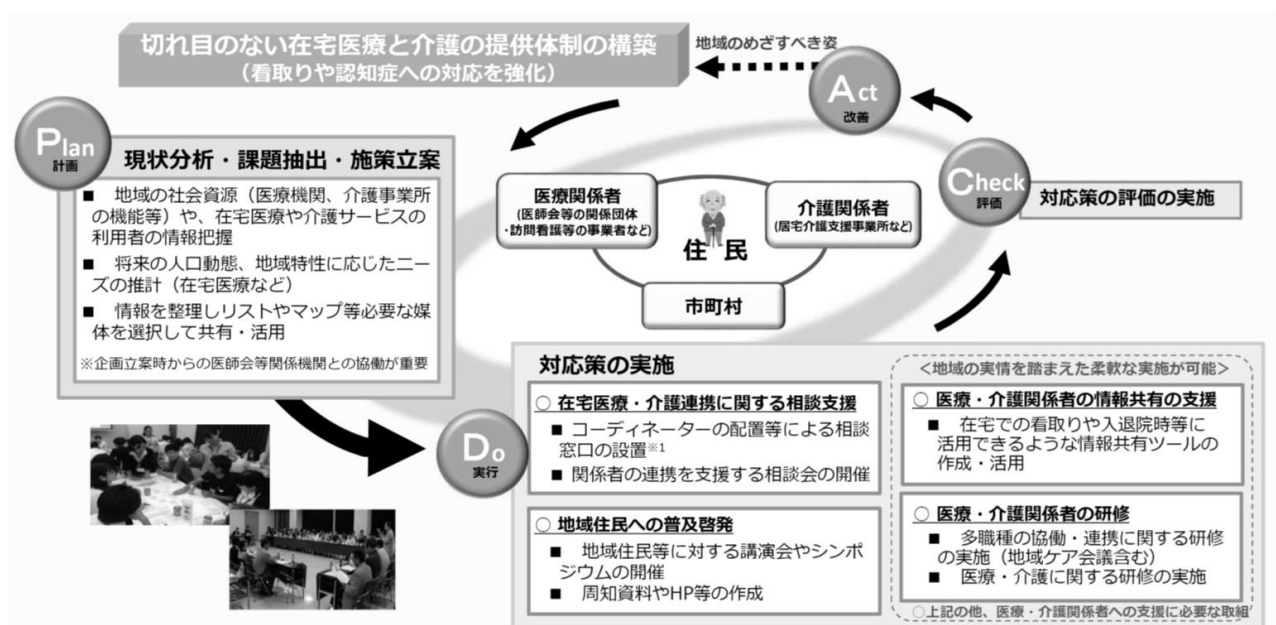
介護保険サービス等のケアマネジメントにあたって、包括的・継続的なケアを行うため、地域において主治医と介護支援専門員等との連携を強化する必要があります。

県は、介護支援専門員の養成や資質向上のための研修等による連携強化に取り組めます。

➤ 市町村における医療と介護の連携

市町村は、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、地域資源の把握、課題の抽出、地域住民への普及啓発、相談支援等に取り組めます。

県は、県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、「地域包括ケア会議」を開催するとともに、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等により、医師会等とも連携しながら、市町村の取組を支援します。



（出典：厚生労働省 令和5年8月30日 社会保障審議会介護給付費分科会（第222回）資料）

➤ 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した地域医療介護連携ネットワークの構築

地域医療介護連携ネットワークは、患者の同意を得た上で、医療介護の関係機関間において医療情報を電子的に共有・閲覧できる仕組みです。

適切な医療・介護サービスを県民に提供するために、地域医療介護連携ネットワークの構築による医療情報の共有や、在宅における多職種連携の推進が有効です。

県では、医療機能の分化・連携を促進するため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した地域医療情報ネットワークの構築を進めています。

➤ 認知症に関する連携強化の取組

県は、かかりつけ医等の医療従事者が、認知症を初期の段階で発見した際に、適切な支援が行えるよう、医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修や、かかりつけ医のアドバイザーとなる認知症サポート医^{*}の養成に取り組みます。

また、市町村は、認知症初期集中支援チームを設置し、医療と介護の連携のもとに、初期の段階で認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

➤ 高齢者の口腔機能向上の推進

高齢者の歯及び口腔の健康は、全身の健康の保持増進に寄与するとともに、生活の質の向上にも影響するため、継続的な歯科保健対策が必要です。

また、高齢者のオーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
8	在宅医療・介護連携推進事業 [*] (市町村)	地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携に関する相談支援等に取り組みます。
9	地域包括ケア会議の開催(県)	県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等を行い、市町村の取組を支援します。 特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築や、相談支援、関係市町村等の連携の取組は、医師会等と連携し、重点的に対応します。
10	在宅医療体制構築事業(県・民間)	県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。

【主要事業・再掲分】

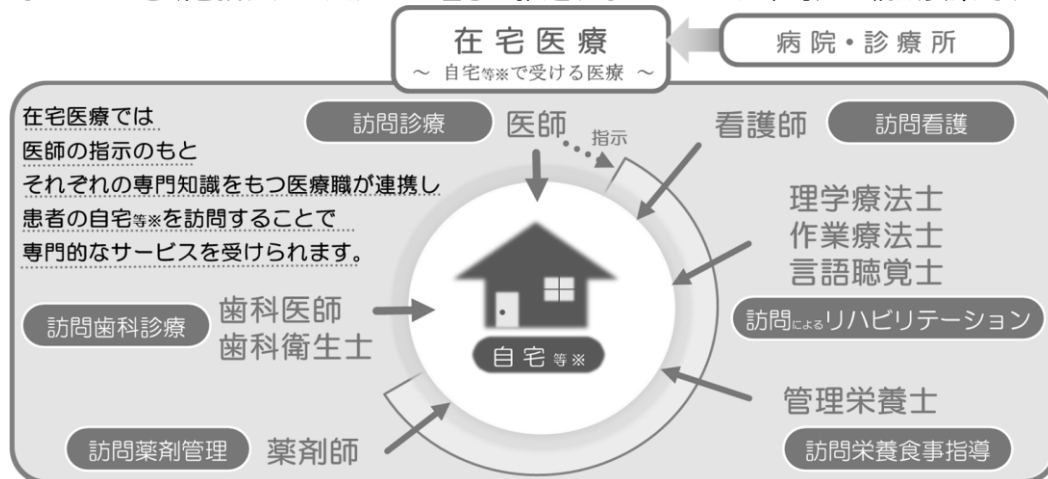
事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
地域ケア多職種協働推進事業(県)	44	2
在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業(県 *保健所設置市域除く)	89	109
オーラルフレイル健口推進員養成事業(県 *保健所設置市域除く)		110
オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業(県)		111
未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業(県)		112
フッ化物洗口の推進(県)		113
認知症施策総合支援事業(県)	119	162
介護支援専門員の養成(県)	135	177
介護支援専門員の資質向上(県)		178

構成施策② 在宅医療体制の充実

在宅医療体制の充実を図るため、在宅医療施策や在宅歯科医療の推進、訪問看護の充実に取り組みます。

キーワード 在宅医療

在宅医療は、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、“住み慣れた地域で誰もが尊重され、その人らしい生活が実現できるよう地域で支える”という地域包括ケアシステムの理念を推進するためには、不可欠の構成要素です。



(出典：厚生労働省ホームページ「在宅医療の推進について」)

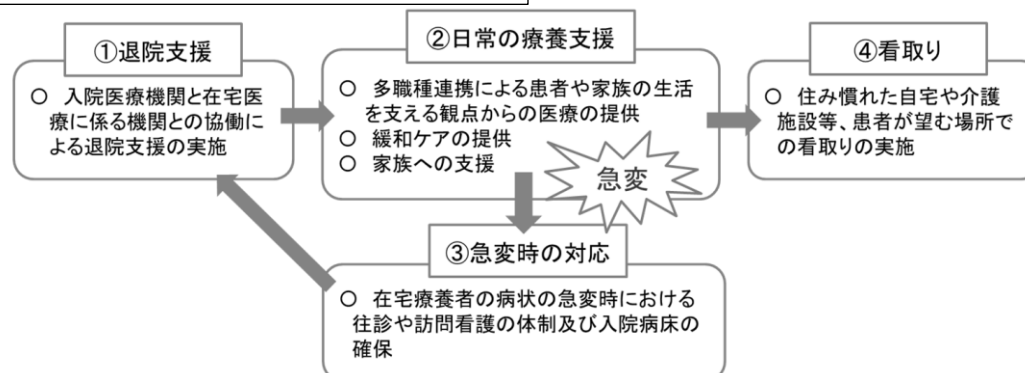
在宅医療は、患者のライフサイクルや健康状態の変化の中で起こりうる節目となる、以下の「4つの場面」を意識した取組や個別疾患への対応が必要であり、それぞれの現状と課題を整理し、対策を進めていくことが重要です。

また、今後さらに増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するためには、在宅医療を支える医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士等の従事者を確保・養成していくことに加え、在宅医療を支える多職種連携体制の強化が必要です。

【4つの場面】

場面	現状・課題
1 退院支援	スムーズな入退院の移行を行う必要があることから、適切な入退院支援の実施促進が課題
2 日常の療養支援	住み慣れた場所での在宅療養を継続していく必要があることから、訪問診療等（薬剤・歯科含む）の促進が課題
3 急変時の対応	容態急変時対応を行う必要があることから、24時間の往診や緊急入院受入の体制を継続的に確保していくことが課題
4 看取り	人生の最終段階において、患者が望む場所での看取りを行う必要があることから、自宅・施設での看取り体制を確保していくことが課題

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



➤ 在宅医療体制の構築

在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を設置し、課題の抽出や好事例の共有を行うとともに、在宅医療従事者の増加を目指し、訪問診療への同行研修や座学研修を行います。また、在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師による看取りに関する研修会を開催します。

加えて、切れ目のないリハビリテーション提供体制を構築するため、退院元の医療機関、退所元の介護老人保健施設[※]等から訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所等の連携を促進します。

➤ 在宅歯科医療の推進

在宅歯科医療に関わる地域の拠点として在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室を設置し、在宅歯科診療を行っていない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入や、既に参入している歯科医療機関における在宅歯科医療の充実を促進します。

➤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着

厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン[※]」に則した取組や、薬剤師が在宅医療に取り組むための教育研修を推進し、「かかりつけ薬剤師・薬局[※]」の普及・定着を図ります。

キーワード 患者のための薬局ビジョン

2015年（平成27年）10月に厚生労働省が策定した、患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示したもの。

キーワード かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局

患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師・薬局。

➤ 訪問看護の充実

訪問看護の安定的な提供に向けて、訪問看護ステーションの経営の安定化と看護の質の向上を図るため、看護職員5人以上の訪問看護ステーションの増加を目指します。また、質の高い看護人材を育成する研修事業等を実施します。

➤ 歯科衛生士・歯科技工士の人材養成・確保

歯科衛生士・歯科技工士の職業紹介等を行う普及啓発事業に対する支援や、在宅歯科医療に対応できる歯科衛生士を育成するための在宅歯科医療教育の実施に対する支援を行います。

➤ 在宅サービスの充実

医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型の在宅サービスの普及を図ります。

キーワード 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービス。

キーワード 看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービス。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
11	在宅歯科医療連携拠点運営事業(民間)	在宅歯科医療中央連携室を設置し、各種会議の開催、地域連携室の統括に関する業務等を実施します。 在宅歯科医療地域連携室を設置し、相談対応業務、在宅歯科医療に関するコーディネート、広報活動、講習会・研修会の開催、高度な歯科医療機器の貸出等を実施します。
12	「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助(市町村・民間)	在宅歯科では対応できない歯科診療領域における、在宅要介護者等の患者の治療機会を提供するため、休日急患歯科診療所等が設置する「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療に必要な施設・設備の整備に対して補助します。
13	訪問看護推進支援事業(県・民間)	今後の在宅医療の進展及び高度化、多様化する訪問看護のニーズに対応できる看護職員を育成するため、実態を調査・検討し、研修等を行います。
14	訪問看護ステーションの大規模化・経営基盤強化等支援事業(民間)	訪問看護ステーションのサービス提供範囲拡大等のための大規模化や経営基盤の強化、サテライト型事業所設置にかかる費用の一部を補助します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
在宅医療体制構築事業(県・民間)	49	10

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
在宅歯科医療地域連携室の相談対応件数	4,961 件	4,900 件	5,398 件	5,667 件	5,950 件
看護職員5人以上の訪問看護ステーション数(総数)	279 事業所	300 事業所	314 事業所	344 事業所	374 事業所

トピック 医療と介護の一体的な体制整備について

1 総合確保方針等

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針（平成 26 年 9 月告示）、医療計画作成指針（令和 5 年 4 月改正医政局長通知）及び介護保険事業計画※基本指針（令和 6 年 1 月頃告示予定）において、県の「神奈川県保健医療計画※（県医療計画）」並びに「かながわ高齢者保健福祉計画」及び市町村の介護保険事業計画（市町村計画）を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することが求められています。

2 協議の場

高齢化の影響による医療・介護需要の増は県・市町村でそれぞれ推計していますが、これに加えて、病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設※等の需要について、協議の場で調整・協議を行いました。

県医療計画と本計画及び市町村計画の整合性を確保するための協議の場は、高齢者保健福祉圏域単位（≒二次保健医療圏単位）で設置されている「地域医療構想※調整会議」を活用しました。

病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要（人/日）

	令和 7 年（2025 年）	
	在宅医療	介護保険施設
	1,150.66	798.80

3 神奈川県の医療・介護需要

県と市町村及び「協議の場」の調整結果に基づき、県医療計画における在宅医療の整備目標と市町村計画における介護保険施設等の整備目標をそれぞれ検討し、県医療計画、本計画及び市町村計画に反映しました。

※数値は、2025 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算（平成 29 年 8 月 10 日厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険局医療介護連携政策課長通知）を使用しています。

【介護保険施設等の整備目標】

本計画及び市町村の介護保険事業計画においては、介護保険施設が受け皿になる分である上記 2 を特別養護老人ホーム※、介護老人保健施設又は介護医療院※のサービス見込み量として計上しています。

主要施策3 地域での支え合いの推進

認知症の人や一人暮らしの高齢者が増加する中、誰もが地域において、いきいきと自立した生活が送れるよう、世代を超えたすべての地域住民、行政、関係機関が連携し、「ともに生き、支え合う社会づくり」を進める必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 高齢・障がい・子育て・生活困窮などの分野を超えて、当事者目線で必要な支援が行えるよう、地域住民や行政、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員など関係機関による地域づくりやネットワークづくりを進めます。
- ◇ コミュニティの再生・活性化を推進し、地域の特性を生かした支援が行えるよう、適切な福祉サービスを提供する人材、サービスとそれを必要とする人をつなぐ人材の育成に取り組みます。

構成施策① 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供

- 市町村は、保険者として、高齢者等にとって住み慣れた地域を日常生活圏域として設定した上で、介護保険サービスの供給見込量を算出し、適切な提供を行います。また、要介護者に対して、住み慣れた地域における生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の生活圏域内にサービス提供の拠点が確保される「地域密着型サービス」の提供を促進します。

構成施策② 住民参加による地域での支え合いの推進

➤ 地域での見守り活動の実施

一人暮らしの高齢者等の安否を確認するとともに、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、市町村や地域包括支援センターをはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域住民等による見守り体制を充実します。

こうした支え合い活動による見守り体制を、認知症高齢者施策や災害時の支援活動等にもつなげ、高齢者が孤立しないコミュニティづくりを市町村や関係団体と連携して進めます。

➤ 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援等の実施

要支援者に対する予防給付サービスである「介護予防・日常生活支援総合事業」により、市町村は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、生活支援を含めた多様なサービスを提供することができます。高齢者も生活支援サービスの運営に支え手として参加することにより、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していくことが期待されます。

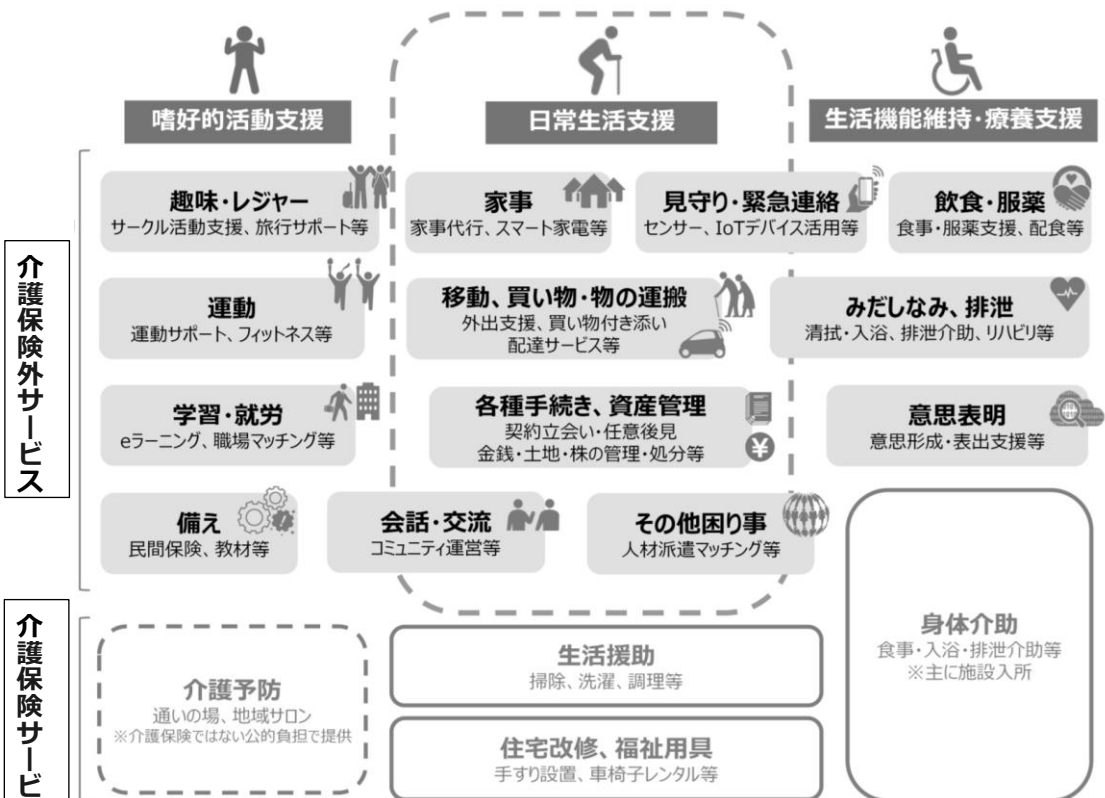
県は、人材育成や、地域ケア会議や地域支え合い体制づくりに向けてのアドバイザー派遣など、ともに考え課題に応じた市町村伴走支援を行います。

トピック 介護保険外サービス

公的な介護保険サービスに加えて、介護保険では提供できないサービスを提供する、民間の介護保険外サービスを利用することで、高齢者の生活をより豊かにすることや、ケアラー（介護者）の負担を軽減することなどが期待されます。

元気な高齢者やNPOなどが地域で行う支え合い活動も介護保険外サービスと捉えることもできます。

区分	目的	利用者	費用負担
介護保険サービス	最低限の生活支援	介護認定等を受けている	一部自己負担
介護保険外サービス	生活をより豊かにする	誰でも利用可能	全額自己負担



（出典）経済産業省 第13回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会資料「新しい健康社会の実現」

【介護保険外サービスの例】

- 身寄りのない高齢者に対する日常生活の支援や入院・介護施設への入所時の身元保証、死後事務
- 同居する家族の援助となる調理、買い物、掃除などの家事代行
- 配食サービス ○介護タクシーによる移送サービス など

解説 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護

身寄りのない高齢者が病院に入院する際や介護施設等に入所する際の身元保証等の支援を、民間事業者が家族・親族に代わって行ういわゆる「身元保証等高齢者サポート事業」の需要が今後増加することが見込まれます。

身寄りのない高齢者が死後の事務を委任したりするなどサービス内容が多岐にわたり、かつ、契約内容が複雑で費用体系も明確ではないといった特徴から、消費者保護の必要性が高いものとなっています。また、現状では、事業者が提供するサービスについて直接規律・監督する法令・制度等はなく、監督官庁や事業者団体も存在しないため、利用者とのトラブルも発生していますが、対策が十分に講じられてきたとは言えない状況であり、消費者保護の必要性が高まっています。

消費者保護の推進や事業の健全な発展に必要な施策の検討に資するよう、総務省、厚生労働省、消費者庁及び法務省が連携して取り組んでいます。

（出典）総務省 報道発表資料（令和5年8月7日）

「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査〈結果に基づく通知〉」

構成施策③ 地域で支えるための人材の育成と体制づくり

➤ 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置付けられており、神奈川県社会福祉協議会では、各種福祉人材の養成や無料職業紹介、ボランティア活動の振興、権利擁護の取組をはじめとした様々な活動を行っています。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会との協働・連携により、地域福祉の一層の推進を図ります。

➤ 地域福祉を推進する人材の活動支援・育成

市町村は、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やサービスの開発、そのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター※（地域支え合い推進員）」を地域に配置するとともに、生活支援サービスを担う多様な主体で情報共有や連携・協働を進めるための協議体を設置します。

県では、高齢者支援だけではなく、地域の課題に寄り添った支え合い活動を支援するとともに、生活支援コーディネーター研修等による人材育成に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
15	民生委員・児童委員の活動支援（県・指定都市・中核市）	民生委員・児童委員を対象に、新任研修・会長部会長研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員活動の手引を作成しています。 また、民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。
16	生活支援コーディネーター研修（県）	地域における生活支援サービスの充実に向けて、市町村に設置されている生活支援コーディネーターの業務に役立つ研修や、アドバイザー派遣による個別の伴走的支援等を実施します。
17	包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業（県）	市町村が包括的な支援体制を円滑に整備できるよう、また、体制整備にあたり重層的支援体制整備事業を活用する市町村が適切に事業を実施できるよう、市町村職員等を対象とした研修や連絡会を行うとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備に向けた技術的助言や支援を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 （実績）	2023 （見込み）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
民生委員・児童委員1人あたりの住民に対する訪問回数	175.7回	190回	190回	190回	190回
生活支援コーディネーター研修の受講者数	435人	440人	455人	470人	485人
包括的な支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数			28市町村	31市町村	33市町村

構成施策④ 多世代居住のまちづくり

- 少子高齢化や空き家の発生などによって活力が低下している住宅地において、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み互いに支え合い、誰もがいきいきと生活できる「多世代居住のまちづくり」を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
18	多世代居住のまちづくり 推進(県)	まちづくりの担い手養成講座や、地域展開の検討、普及啓発等を行い、「多世代居住のまちづくり」を推進します。

主要施策4 NPO・ボランティア等との協働

地域における多様なケアを行う体制を確保するため、NPO・ボランティアや高齢者自らを含めた地域活動を行う個人やグループの活動を促進することが重要です。

主要施策の方向

- ◇ NPO・ボランティア及び高齢者を含めた地域活動を行う個人やグループとの協働を当事者目線で推進します。
- ◇ NPO・ボランティア等の活動を促進するため、相談、情報提供や活動のための環境整備などに取り組みます。

構成施策① NPO・ボランティア等の活動の促進

- 県と社会福祉協議会等が連携して、ボランティア活動を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
19	かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進 (民間)	県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。 共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。 市町村社協ボランティアセンターへの支援を通じて、地域におけるボランティア活動を支援します。
20	かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進 (県)	県民のボランティア活動支援の拠点として、活動の場や情報の提供、相談・コーディネート業務等を実施します。
21	地域介護予防活動支援事業(市町村)	介護予防に関するボランティアなどの人材や住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施します。

構成施策② NPO等との協働

- 県は、地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性を持つNPO等の協働を推進します。

主要施策5 ケアラー（介護者）への支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ ケアラーが抱える様々な課題に応じた当事者目線の支援ができるよう、関連分野や関係機関の連携を進めます。
- ◇ ケアラーに身近な市町村が中心となって支援を進められるよう、市町村の支援体制づくりを後押しします。
- ◇ 介護をしながら働く家族等（ビジネスケアラー）が、介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

キーワード ケアラー（介護者）

ケアラーとは、こころや身体に不調のある人の「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人のことです。

（出典：一般社団法人日本ケアラー連盟）

- ・ケアラーは全世代にいること、
- ・老老介護や複数同時介護など、多様なケアラーが存在すること
- ・多くの時間をケアに追われ、自分の時間が十分に取れない人もいる。不本意な介護離職や勤務時間を減らすなど、働き方を変更した人もおり、行政や専門職、職場や地域の理解を強く欲していること
- ・ケアラーの多くが孤立を感じており、同居の主な介護者や認知症のある人をケアしている人の負担感が高いこと

などの実態や課題が明らかにされています。

多様なケアラーの実態に合わせた支援が求められます。

（出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の支えあいに基づく介護者支援の実践と普及に関するモデル事業報告書」（平成27年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）



障がいをもつ子どもを育てている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と介護で精一杯で他に何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障がいや病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

©一般社団法人日本ケアラー連盟／illustration：Izumi Shiga

構成施策① ケアラーを支えるネットワークの構築

- 県が策定する各種個別計画にケアラー支援を位置付けていきます。

ケアラー支援が位置付けられている県の個別計画等	
・ かながわ子どもみらいプラン ・ かながわ子ども・若者支援指針 ・ 神奈川県地域福祉支援計画※ ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画※ ・ かながわ男女共同参画推進プラン ・ かながわ人権施策推進指針 ・ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画 ・ かながわ自殺対策計画※ ・ 神奈川県アルコール健康障害対策推進計画 ・ 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画	

- 県は、ケアラー支援に関係の深い関係課による部局横断的な「ケアラー支援庁内連絡会議」を開催して課題や支援方策について検討し、全庁的に取組を進めます。
- 県は、ケアラーやヤングケアラーの支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど市町村単独では対応が困難な事例の解決に向けた支援を行う「ケアラー支援専門員」を配置します。
- ケアラー支援に当たっては、様々な制度や、民間団体も含めた地域資源を組み合わせ、オーダーメイドの支援チームを編成できるコーディネーターが必要です。県は、市町村がこうしたコーディネーターを設置できるよう、コーディネーターの養成研修を行って支援します。また、地域包括支援センターが家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員養成研修などの支援を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
22	ケアラー支援専門員配置事業(県)	ケアラー支援のためのネットワーク構築、市町村単独では対応困難な事例の解決に向けた支援を行うケアラー支援専門員を配置します。
23	地域包括支援センター職員等養成研修事業(県)	地域包括支援センターが家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員養成研修などの支援を行います。
(3) 再掲	包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業(県)	市町村が包括的な支援体制を円滑に整備できるよう、また、体制整備にあたり重層的支援体制整備事業を活用する市町村が適切に事業を実施できるよう、市町村職員等を対象とした研修や連絡会を行うとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備に向けた技術的助言や支援を行います。(本掲はP44)



構成施策② ケアラーへの支援の推進

- ケアラーが、ケアしている家族等のことだけではなく、ケアラー自身の悩みや不安を気軽に相談できるよう、ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口を設けます。また、県で設置する様々な相談窓口でケアラーからの相談に応じます。
- ケアラーがケアに追われて社会から孤立しないよう、ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。
- 必要な介護サービスが受けられないことを理由にビジネスケアラーが離職することがないように、引き続き介護サービス基盤の整備を進めるとともに、企業等への育児・介護休業法の周知や意識啓発を行い、仕事とケアを両立できる職場環境づくりに取り組みます。
- 市町村は、サービスの提供主体として介護保険や障害福祉サービスを提供するほか、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るため、地域の実情に応じて、介護している家族等の様々なニーズに対応したサービスを提供します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
24	ケアラーコールセンター事業(県)	ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口(SNSを活用した相談・電話による相談)を設けます。
25	つながりサポート事業(県)	仕事が減り生活が苦しい、家族の介護により社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える女性を支援するため、面接相談、訪問支援、居場所の提供などの支援を行います。
26	SNS児童虐待防止相談事業(県)	虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもの悩みに関する相談を受けます。
27	ひきこもり等相談関係事業(県)	いわゆる「8050 問題」について、ひきこもる子を支え続けてきた親が、高齢化することでさまざまな問題が明るみになるケースが増えています。関係機関が連携して支援を行うとともに、関係者等にひきこもりへの正しい理解を促し、相談しやすい環境を整備します。
28	医療的ケア児支援センター運営事業(県)	医療的ケア児及びその家族等に対する相談対応、情報提供等を行います。
29	難病相談支援センター事業(県)	難病患者やその家族に対し、療養や日常生活における各種相談や就労支援等を行います。
(104)再掲	こころつながり電話相談事業(県)	県精神保健福祉センターにおいて、広く県民のこころの健康に関する電話相談を受け、専門的な立場から適切な対応を行います。(本掲はP88)
30	いのちのほっとライン@かながわ(県)	LINE相談により、電話相談にハードルを感じる若年層等の相談を受けます。
31	24時間子どもSOSダイヤル事業(県)	いじめなど子どものSOS全般について、夜間・休日を含めて24時間いつでも相談に応じます。
32	かながわ子どもサポートドック(県)	困難を抱える子どもを早期に把握し、相談から医療・福祉へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を実施します。

キーワード 8050 問題（「はちまる・ごうまる」問題）

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。高齢の親が経済的に逼迫した状態で福祉関係の相談に訪れる例が共通に確認されています。困窮するにつれて親の年金に生活を依存するなどの状況に陥ることも指摘されています。また親が要介護状態になることで、子どもが離職するなどの要因も、社会的孤立や経済的な窮迫の背景となっています。

（出典）平成30年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「長期高年齢化する社会的孤立者（ひきこもり者）への対応と予防のための『ひきこもり地域支援体制を促進する家族支援』の在り方に関する研究報告書～地域包括支援センターにおける『8050』事例への対応に関する調査～」

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
33	ケアラー居場所づくり支援事業(県)	ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。
34	地域子育て支援拠点事業(市町村)	子育てに関し、世代や属性を超えて交流できる場を提供します。
35	かながわサポートケア企業認証制度(県)	介護休業や休暇などに係る制度の社内制度化や、仕事と介護の両立支援に関する社内の責任者を明確化しているなど、県の定める認証基準の審査を行い、認証します。
36	職場環境整備促進事業費(県)	仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組む中小企業に対して奨励金を交付します。
37	家族介護支援事業(市町村)	高齢者を介護する家族等に対して、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」を開催します。また、家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会等を行う「家族介護継続支援事業」により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。
38	地域自立生活支援事業(市町村)	高齢者の地域における自立した生活を継続するため、生活援助員の派遣、介護サービス相談員の活動支援、栄養改善の必要な方に対する配食サービス、家庭内の事故等への対応の体制整備などのサービスを実施します。
39	子育て世帯訪問支援事業(市町村)	ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を行います。
40	医療型短期入所事業所開設促進事業(県)	医療型短期入所事業所の開設を支援します。
41	障がい児等メディカルショートステイ運営事業(県)	医療的ケアを必要とする在宅の重度心身障がい児者を介護する家族等の負担を軽減するため、医療機関が対象児者を短期入院で受け入れる事業を実施します。
42	ケア付き通学支援事業(市町村)	医療的ケア児の円滑な通学を支援する事業を実施します。
43	医療的ケア児在宅レスパイト事業(市町村)	在宅で生活する医療的ケア児の介護を行う家族の休息(レスパイト)確保を支援する事業を実施します。
44	在宅難病患者一時入院事業(県)	ケアラーの休養や疾病等により介護が困難になった在宅難病患者が、県内の協力病院に短期間入院できる事業を実施します。
45	ヤングケアラー通訳支援事業(県)	家族等の言語支援を行うヤングケアラーを支援するため、外国語対応が必要な家庭への通訳支援を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
福祉用具・住宅改修支援事業(市町村)	65	53
認知症施策普及・相談・支援事業(県)	119	163

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわサポートケア企業認証制度の参加企業数	20 社	26 社	31 社	36 社	41 社
家族介護支援事業の実施市町村数	26 市町村	27 市町村	29 市町村	31 市町村	33 市町村

構成施策③ ケアラーに関する広報の充実

- ケアラーが抱える課題やその支援に対する社会の理解を深めるとともに、ケアラー本人がケアラーであると気づき、相談や支援につながるよう、広報の充実を図ります。
- 県ホームページに「ケアラー支援ポータルサイト¹」や「ヤングケアラーのコーナー²」を設け、ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
46	かながわケアラー支援ポータルサイトの運営(県)	県ホームページにおいて、ケアラー支援に関する情報提供やケアラーの置かれている状況などの周知を行います。
47	私立学校経常費補助(県)	ヤングケアラーに関する周知・啓発等の取組を実施した私立学校に対し、一定額を補助します。
48	ヤングケアラー支援事業(県)	「かながわヤングケアラー等相談 LINE」等、ヤングケアラーに対する相談体制の広報用カードを県域の小・中・高校に配布することで、事業の認知度の向上を図ります。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわケアラー支援ポータルサイトの年間閲覧数	35,805件	36,000件	42,000件	48,000件	54,000件

かながわケアラー支援ポータルサイト
(ケアラーの方が利用できる支援一覧)



ケアラーの方が利用できる支援一覧

神奈川県が取り組むケアラー（身近な方の介護、看護、日常的な世話をする方）への支援についてご案内します。

ケアラーの方が利用できる支援一覧

➤ 悩みを相談したい（相談窓口） - ヤングケアラー（子ども・若者）の相談 - 高齢者に関する相談 - 障がい者・障がい児に関する相談 - 妊娠・出産・子育ての相談 - 生活全般の相談（生活困窮） - がん・難病に関する相談 - 一般的な健康相談	➤ サービスなどの支援を受けたい（各種サービス） - 高齢者への支援 - 障がい者・障がい児への支援 - 生活の困りごと（生活困窮） - 難病患者の方の在宅生活への支援 - 医療的ケア児への支援 - がん患者への支援	➤ 同じ悩みを持つ人と話したい（当事者・居場所） - ケアラースカフェ - 認知症の方の介護 - 育児の悩み - 当事者団体の活動事例紹介
--	--	---

¹ ケアラー支援ポータルサイト URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>

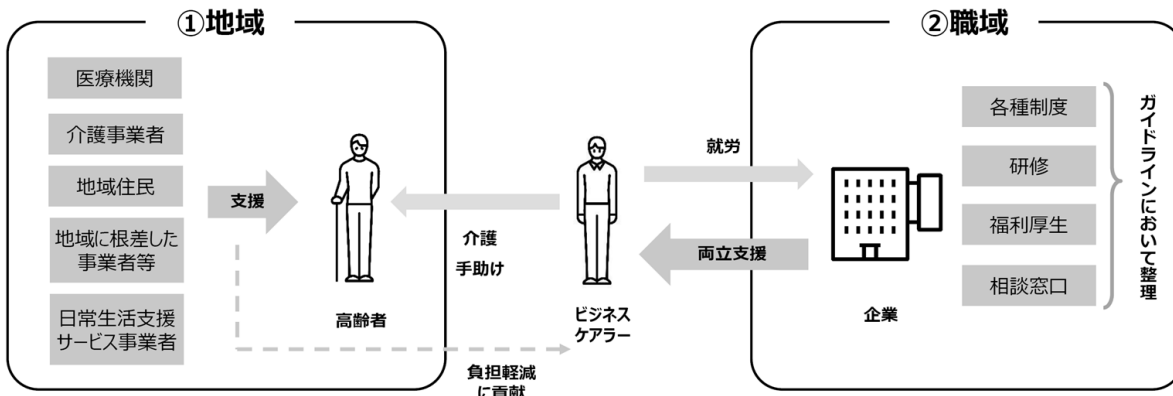
² ヤングケアラーのコーナーURL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>

キーワード ビジネスケアラー

高齢化の進行に伴い、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数が増加しています。介護のために離職する人が全国で毎年約10万人いると見込まれ、2030年には、家族介護者のうち約4割（約318万人）がビジネスケアラーになる見込みです。

経済産業省による推計によると、仕事と介護に係る経済損失は、両立困難による労働生産性損失などにより2030年には約9.1兆円となる見込みです。

ビジネスケアラー問題への対応に当たっては、①地域における介護需要の新たな受け皿の整備、②企業における両立支援に向けた取り組みの促進を両輪で進めていく必要があります。



地域における介護需要の新たな受け皿の整備

◎高齢者が住み慣れた地域で自立度高く生活することにより、間接的にビジネスケアラーを含む家族介護者の負担を軽減

①介護需要の新たな受け皿（地域に根差したスーパー・薬局等の事業者、日常生活支援サービス（家事代行業等））の整備

②介護保険外サービスの信頼性確保

企業における両立支援に向けた取り組みの促進

◎介護休業・休暇制度の整備など、法定された制度面での支援

◎介護に係るリテラシー向上や組織内（特に上司の理解）での理解促進、相談窓口の整備といった実態面での支援

（出典）経済産業省 第13回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会資料「新しい健康社会の実現」

トピック

OPEN CARE PROJECT (オープン ケア プロジェクト)

介護を「個人の課題」から「みんなの話題」へ転換することを目的として、介護当事者や介護業務従事者、メディア、クリエイター、企業等、多様な主体を横断して、介護に関する話題を議論し、課題解決に向けたアクションを推進する、経済産業省が発足させたプロジェクトです。

ロゴマークによる普及啓発や、介護当事者やクリエイターといった業種横断での対話・マッチングの場を設けることでコミュニティ拡充や、業務横断での連携に係る社会機運の醸成を図ります。



OPEN CARE PROJECT ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/opencareproject/index.html



主要施策6 多様な住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康に暮らすことができるよう、生活環境などの都市基盤の整備に取り組む必要があります。

そのため、民間事業者による高齢者に配慮した住まいの供給、高齢者に対応した公営住宅の整備や福祉サービスと連携した住宅供給などの事業に取り組むことが大切です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備の促進に努めます。
- ◇ 高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供等により、入居の円滑化を支援するとともに、高齢者の様々なニーズに対応した、多様な住まいの普及を推進します。

構成施策① 高齢者向け住宅の整備

- 段差の解消や手すりの設置などを行った高齢者向け住宅の整備を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
49	高齢者向け公営住宅の整備等(県)	県営住宅の建替に当たっては、全ての住戸について室内の段差解消や手すりの設置などバリアフリー化を進めます。

構成施策② 高齢者等の居住支援の推進

➤ 居住支援の推進

高齢者は、病気や事故、安全面等への不安から賃貸住宅の入居を敬遠されることがあることから、賃貸住宅の家主から、高齢者等住宅の確保に配慮を要する者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供するなどの取組を進めます。

➤ 多様な住まいの普及の推進

高齢者のみの世帯の増加を背景に、ライフスタイル・価値観の多様化に伴う「住み替えニーズ」の増大が見込まれており、介護が必要となったときに、365日、24時間安心して住み続けることができる住まいへの期待が高まっています。

2011年(平成23年)10月から施行された改正高齢者住まい法^{*}によるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度の創設などを受けて、高齢者の様々なニーズに応える多様な住まいの周知と普及に努めていきます。

有料老人ホームについては、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、入居者の福祉を重視した施設運営が行われるよう取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
50	神奈川県居住支援協会による取組 (県・市町村・民間)	民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や供給の促進、その他必要な措置について協議・実施します。
51	サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進(県・指定都市・中核市)	サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進するとともに、バリアフリーなどの住宅の質や生活支援サービスの質を確保するため、事業者等に対して、「サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」の普及啓発や定期的な報告の徴収、立入検査を実施します。
52	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度(県・指定都市・中核市)	賃貸住宅の家主から、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
53	居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業(県)	高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得し、居住支援活動を取りまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		2033 (令和15)
	2022 (実績)	2023 (見込み)	
サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数	14,945 戸	15,295 戸	19,500 戸

構成施策③ 住宅改修・福祉用具利用の相談体制の充実

住宅の改修や福祉用具の利用によって、高齢者の日常生活の活動能力が高まる事例があることから、市町村の高齢者福祉相談窓口や地域包括支援センターでは、在宅介護に関する相談の一つに住宅改修や福祉用具利用に関する相談を位置付け、取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
54	福祉用具・住宅改修支援事業(市町村)	福祉用具・住宅改修の効果的な活用のため、情報提供、相談、助言を行うとともに住宅改修費支給申請の理由書作成経費の補助を行います。

柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進

現状と課題

- 介護保険制度の施行後、介護支援専門員[※]等の第三者が家庭に介入することにより、高齢者への虐待が顕在化してきました。高齢者虐待防止法に基づく市町村等への相談・通報が増加する中では、対応が困難な事例も多く見受けられる状況となっています。
- 高齢者虐待のうち、認知症の人の虐待被害の割合が多いことから、認知症施策とも連動するなど、虐待の未然防止や支援のネットワークの構築が必要です。
- 施設や事業所における虐待に関する相談・通報件数も増加しているほか、内容も複雑化しています。施設等での虐待は、職員の知識・介護技術等に関する問題やストレスの問題が要因であることが多く、こうした問題に対応するとともに、身体拘束防止への取組など虐待を未然に防止する取組が必要です。
- 高齢者に対する権利侵害の問題に着実に対応するため、高齢者一人ひとりが尊重され、安心して暮らせるよう、権利擁護のしくみを充実する必要があります。

目指すべき方向性

- 高齢者虐待を防止するため、医療、保健、福祉等地域ネットワークの整備や、虐待事例に対応する市町村への支援、関係する保健福祉人材に向けた対応力向上のための研修等の実施に取り組みます。
- 介護サービス事業所等で介護に従事する職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修の実施や、苦情・相談受付等の施設体制の整備のほか、身体拘束廃止の取組を推進します。
- 判断能力が十分でない高齢者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援するなど、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるように権利擁護のしくみの充実に努めます。

指標

指標		現状	目標
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる高齢者虐待の「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組を行っている市町村数		2022年 26市町村 (令和4年)	2027年 33市町村 (令和9年)
指標の考え方	県と市町村が連携し、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に資する取組や体制整備を行った市町村数の増加を目指します。		

主要施策 1 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者への虐待が顕在化し、虐待対応の窓口となる市町村や地域包括支援センターに寄せられる相談や通報も増加傾向にあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、地域ぐるみの取組が必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者虐待を防止するための体制の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束をしない介護の取組を推進します。

構成施策① 高齢者虐待防止の取組の推進

高齢者虐待防止法では、家庭における養護者や養介護施設等の職員による虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、市町村や地域包括支援センターへ通報しなければならないこととされています。

➤ 市町村の役割

市町村は、地域支援事業（権利擁護事業）として高齢者虐待防止に取り組みます。

（⇒地域支援事業の制度概要はP47 参照）

虐待の通報や届出窓口を住民に周知するとともに、通報を受けた場合は速やかに事実確認を行い、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、一時的に身柄を保護する等の安全確保を行います。

また、虐待の未然防止のほか、養護者への支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、地域の実情に応じて総合相談、早期発見、見守り、適切な介護サービスの提供を行うための、高齢者虐待防止ネットワークの整備を図ります。

➤ 県の役割

県は、リーフレットやホームページを活用し、虐待の正しい知識等について県民に対して普及啓発や虐待対応を行う市町村へ必要な支援・助言を行うとともに、県内の虐待対応の状況を毎年度公表します。

（県ホームページ「高齢者虐待防止のために」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/index.html>）



また、介護保険施設*等の従事者による虐待の通報については、必要に応じて市町村と連携して事実確認を行い、施設や事業所への助言・指導等を行います。

虐待の未然防止及び養護者への支援に向けて、関係機関の連携強化、体制整備を図るため、有識者等で構成する「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」において、虐待防止に関する諸課題について検討を行います。

認知症の高齢者が虐待を受ける割合が多いため、会議の運営にあたっては、「神奈川県認知症施策推進協議会」とも連携します。

キーワード **かながわ高齢者あんしん介護推進会議**

高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう、高齢者に対する虐待や身体拘束の廃止等の取組を通じて介護の質の向上を図るとともに、施設や在宅での介護の諸課題を協議する組織として、2つの部会を設置して検討を行っています。

実施主体：県

構成委員：医師会、看護協会、弁護士、専門職団体、学識経験者、市町村、保健福祉事務所等のほか、県が主催する下記の2部会ならびに認知症対策推進協議会を含む

部 会：高齢者虐待防止部会……高齢者虐待防止対策の推進
拘束なき介護推進部会……身体拘束廃止対策の推進

➤ **介護サービス相談員の活用に向けた市町村支援**

施設での高齢者虐待を未然に防ぐためには、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。市町村による介護サービス相談員の派遣を支援するため、相談員の養成や資質の向上を目的とした研修を充実するとともに、事業効果の周知等により市町村での活用や施設での受入の促進を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
55	市町村の高齢者虐待対応困難事例への弁護士派遣事業(県)	養護者による高齢者虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が困難な事例について、弁護士等の専門職の派遣や相談により支援します。
56	高齢者虐待防止関係職員研修(県)	高齢者虐待の相談・通報受付や事実確認調査、養護者の支援等の対応に関わる市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、法の趣旨を理解し、高齢者及び養護者に速やかに介入・支援できるよう、実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。
57	介護サービス相談員養成研修(県)	介護保険サービス利用者の相談に応じ、地域のサービスの質の向上や適正化に資する介護サービス相談員を養成し、現任の介護サービス相談員の資質の向上を図り、市町村における介護サービス相談員派遣事業の取組を推進します。
58	介護保険施設における看護職員研修(県)	介護施設等の看護職員を対象として、権利擁護意識に基づいた、介護に関する実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を、スキルに応じて段階的に実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県)	117	161

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数	49人	160人	200人	200人	200人
介護保険施設における看護職員研修の受講者数	132人	170人	170人	170人	170人
(再掲) 認知症介護実践研修の受講者数	272人	300人	320人	340人	360人

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組を推進するため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
59	「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営(県)	関係機関との連携強化や相談体制の充実を図るため、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」において諸課題を協議します。
60	高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修(県)	介護保険施設等が各地域において自ら高齢者の権利擁護及び身体拘束廃止に関する実践的な取組ができるよう、介護保険施設等の職員を対象として、階層別に研修を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわ高齢者あんしん介護推進会議等の開催数	3回	5回	5回	5回	5回

解 説

かながわ高齢者あんしん介護推進会議 高齢者虐待防止部会

かながわ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会では、市町村及び県職員を対象に虐待防止に資するマニュアルを策定したほか、毎年、虐待防止関係職員への研修を実施するなど、高齢者虐待相談や通報に対応する市町村及び県職員の対応能力の向上を図っています。

また、今後はこれらを活用して、複雑化する高齢者虐待への対応力の標準化にも取り組みます。これまでに作成した市町村及び県職員対象のマニュアル等の資料は以下のとおりです。

年度	資料名
2005 (H17)	高齢者虐待防止マニュアル
2010 (H22)	市町村養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報への対応マニュアル
2012 (H24)	養護者による高齢者虐待対応事例集
2014 (H26)	高齢者虐待防止対応マニュアル(養護者による高齢者虐待対応)
2017 (H29)	高齢者虐待対応に必要な基本的な考え方と留意点を示した研修会用資料
2019 (R 元)	高齢者虐待防止マニュアルの全面改訂

上記のマニュアル等のほか、施設や事業所への支援として、2008年度に施設職員のための高齢者虐待防止の手引きを策定したほか、高齢者虐待防止に向けた啓発リーフレットなども作成しています。

解 説

身体拘束における「緊急やむを得ない場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、次の3つの要件を満たす「緊急やむを得ない場合」で、かつ、これらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されている場合以外は認められません。

<3つの要件>

- 1 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 2 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- 3 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

主要施策2 権利擁護のしくみの充実

高齢者や障がい者が、相続等の際に財産の権利を侵害されたり、身体的虐待や長時間の放置及び心理的虐待等により、身体・精神面の権利を侵害されたりする事例があります。

このような権利侵害の問題に対応するため、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるよう権利擁護のしくみを充実する必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 権利侵害に対する相談や支援の取組を当事者目線で進めます。
- ◇ 判断能力が十分でない高齢者のサービス利用や日常的な金銭管理の支援等の権利擁護のしくみの充実に努めます。

構成施策① 地域包括支援センターによる権利擁護の取組

- 地域包括支援センターは権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
61	権利擁護事業(地域支援事業)(市町村)	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者等への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。

構成施策② 神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組

- 県は、神奈川県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施する権利擁護事業に対する支援を行い、権利擁護の取組の促進を図ります。

【主要事業】

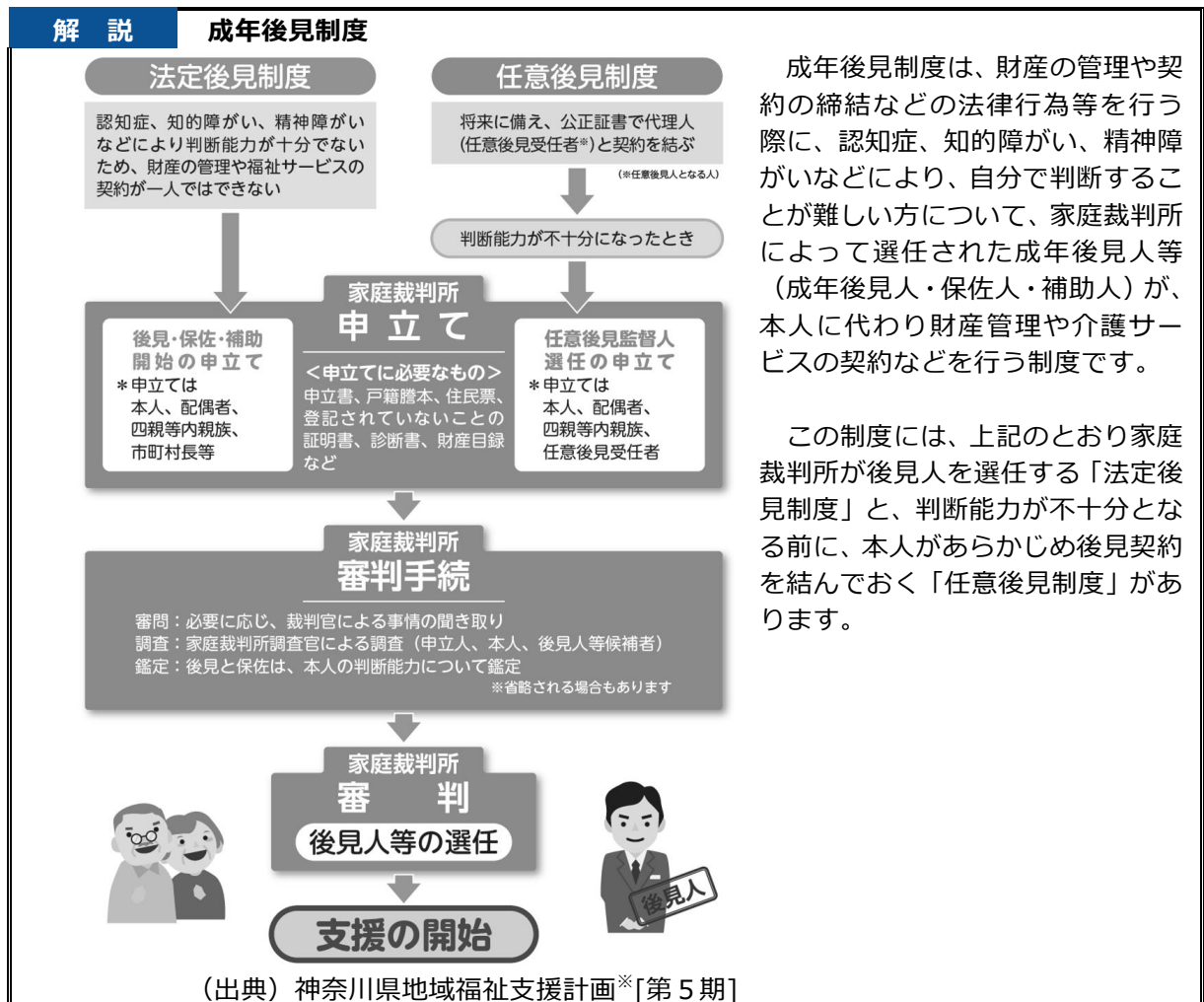
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
62	日常生活自立支援事業の推進(社会福祉協議会)	認知症高齢者等判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用の手続きの援助や、日常的な金銭管理等の支援を行う「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」を市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談を受け支援計画を作成する「専門員」や、具体的な訪問支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等の取組を行います。
63	福祉サービス苦情解決事業(社会福祉協議会)	神奈川県社会福祉協議会が設置する第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あつせんを行い、また、事業者の主体的な苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」の運営を監視する事業を行います。

構成施策③ 成年後見制度の利用促進

- どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、社会福祉協議会、専門職団体等と連携して支援し、成年後見制度の利用促進に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
64	かながわ成年後見推進センター事業(県)	判断能力が十分でない高齢者等が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「かながわ成年後見推進センター」を拠点として、成年後見制度の利用を支援します。 また、市町村、市町村社会福祉協議会及び専門職団体等との成年後見制度に関する連絡会や研修を実施し、各市町村における成年後見制度の利用促進を支援するとともに、法人後見の担当者や市民後見人の人材育成に取り組みます。
65	成年後見制度推進事業(県)	認知症高齢者等の増加が見込まれる中、高齢者等の権利擁護を推進するため、市町村が実施する市民後見人の養成、資質向上及び活動支援体制の構築等を支援します。
66	成年後見制度利用支援事業(市町村)	申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合に、申立てに要する経費や成年後見人等の報酬について補助を行うとともに、成年後見制度の利用促進のためにさまざまな広報・普及活動を行います。



構成施策④ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

高齢または障がい有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者に対する支援を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
67	地域生活定着支援事業 (県)	高齢または障がい有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。

トピック 神奈川県地域生活定着支援センターの業務

地域生活定着支援センターでは、高齢または障がい有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者や被疑者・被告人等が、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう支援をしています。

＜主な業務＞

- 1 矯正施設を退所する予定の人の帰住地調整支援（コーディネート業務）
- 2 矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等（フォローアップ業務）
- 3 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等（被疑者等支援業務）
- 4 犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援（相談支援業務）

トピック 「神奈川県再犯防止推進計画」について

2016年（平成28年）12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」の第8条において、県は、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。それに伴い、2019年（平成31年）3月に神奈川県再犯防止推進計画を策定しました。

計画では、「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「非行の防止等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」の5つの項目について、出所者等の雇用に協力する雇用主の確保や出所者で福祉的支援が必要な高齢者・障がい者を福祉的なサービスへつなげ生活の安定を図る等再犯の防止に取り組んできました。

計画の期間が2023年度（令和5年度）末までであることから、現行計画の成果、課題や2023年（令和5年）3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画の内容等を踏まえて、令和6年度を始期とする第2期神奈川県再犯防止推進計画を策定し、引き続き再犯防止に取り組めます。

柱3 安全・安心な地域づくり

現状と課題

- 高齢者の安全を確保するためには、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が孤立しないよう、地域における見守りなどの支え合い活動を充実していくことが必要です。
- 高齢者が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーの街づくりを推進することが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康で暮らすことができるよう、医療及び介護の提供体制の整備を「まちづくり」の一環として位置づけていく視点を明確にするとともに、生活支援サービスの充実や都市基盤の整備に取り組む必要があります。
- 高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加傾向にあるため、高齢者の事故や犯罪被害防止に向け、総合的な取組を進める必要があります。
- 近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により、全国各地で高齢者や障がい者などが被害を受ける例が発生しました。これら災害時に特に配慮を要する要配慮者に対する支援体制を引き続き整備する必要があります。

目指すべき方向性

- 一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、事故や急病等の緊急時に迅速な対応をとるため、また、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、行政や地域住民による見守り体制の充実に取り組みます。
- 関係団体が相互に協調しながら、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例※」を推進するとともに、高齢者や障がい者など誰もが安心して、快適に移動できる歩道や、誰もが利用できる公共交通機関、快適に利用できる公園など、都市基盤の整備を進めます。
- 事故や犯罪などを防止するため、県民運動や関係機関との連携のもとに交通安全対策、防犯対策や消費者被害の未然防止と救済のための取組を進めます。
- 災害時要配慮者への支援体制を整備するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。また、災害時において福祉的な配慮が必要な要配慮者を支援する災害救援ボランティアの育成をはじめ、関係機関や団体等の連携等による支援体制の整備に取り組みます。

指標

指標		現状	目標
県民ニーズ調査「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度		2022年 27.8% (令和4年)	2026年 29.2% (令和8年)
指標の考え方	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を推進するとともに、高齢者や障がい者など誰もが安心して、快適に移動できる都市基盤の整備を進めていくことで、2026年に29.2%とすることを目標とします。		

主要施策1 地域における見守り体制の充実

高齢者の安全を確保するため、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が地域や社会から孤立しないよう地域で見守ることが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 地域住民等による訪問活動の充実を図ります。
- ◇ 福祉サービスの提供とあわせて安否確認を行います。

構成施策① 訪問活動の充実

- 地域の一人暮らしの高齢者などに対して、行政機関や地域住民が行う訪問活動の充実を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
68	老人クラブによる訪問活動への支援 (県・横浜市・川崎市)	老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問して、話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。 県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。
69	地域警察官による巡回連絡(県)	犯罪、各種事故その他自然災害等から高齢者を守るための防犯指導や助言等を実施するため、地域警察官が、巡回連絡の一環として訪問活動を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
民生委員・児童委員の活動支援(県・指定都市・中核市)	56	14

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数	2,278 チーム	2,300 チーム	2,350 チーム	2,400 チーム	2,450 チーム

構成施策② 福祉サービスの提供に際しての安否確認

- 高齢者の世帯を訪問して行う生活指導や相談、配食等のサービスの際に、併せて安否確認を行います。
- また、緊急通報システムやGPS、センサーなどの機器の貸し出しを行っている市町村もあります。県は、こうした機器についてホームページで情報提供を行います。



県ホームページ
「センサー・機器等による高齢者の見守り・安否確認サービス実施企業一覧」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1215623.html>

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
70	生活援助員派遣 (市町村)	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)やサービス付き高齢者向け住宅等に生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を行います。
71	配食サービス事業 (市町村)	栄養改善の必要な高齢者に対する配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、健康状態等の変化があれば、地域包括支援センター※等の関係機関への連絡を行います。

構成施策③ 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を行うための協定を締結します。

【主要事業】

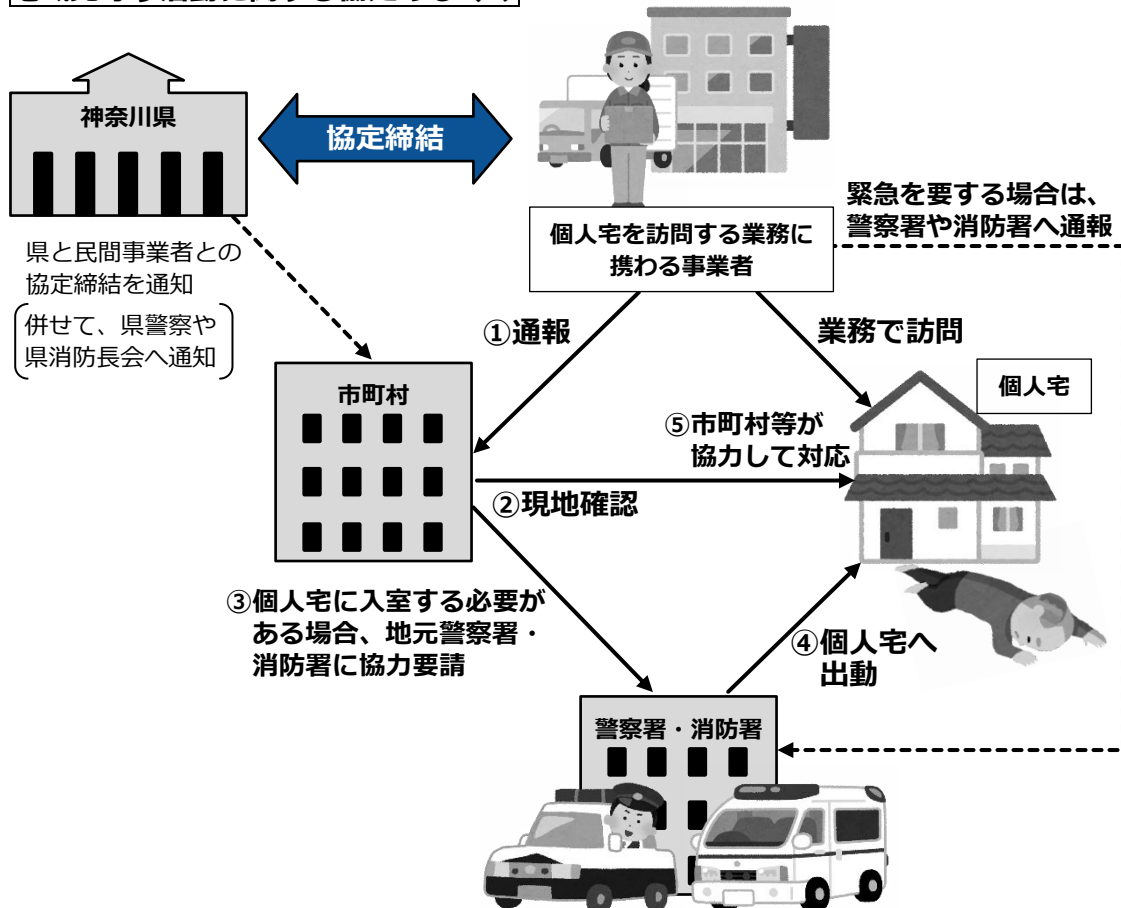
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
72	地域見守り活動の推進 (県・民間)	孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を行うための協定を締結します。

トピック 地域見守り活動の推進

県では、孤立死のおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげるため、2012年（平成24年）から個人宅を訪問する機会のある事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結しています。2023年（令和5年）3月現在、協定締結事業者が64事業者となり、これまでに約1,650件の通報の報告があり、うち約140件が人命救助につながっています。

今後も事業者等との協定締結を進め、地域見守り活動の輪を着実に広げることにより、孤立死・孤独死の防止につなげられるよう取り組んでいきます。

地域見守り活動に関する協定のしくみ



【人命救助につながった活動例】

- 定期的な商品配達しているお宅で、一週間前に配達した商品が玄関前にそのまま残されており、インターフォンと電話にも応答がない。郵便受けには郵便物が溜まり、玄関の電気が点いたままであったため、市役所へ通報した。通報を受けた市役所が警察と連携のうえ、対象者の自宅を訪問し、室内を確認したところ、対象者が倒れているのを発見し、救急搬送となった。
- 定期的な商品配達しているお宅で、いつも在宅している対象者がこの日はインターフォンに応答しなかった。ドアを開けたところ、玄関で倒れている対象者を発見し、救急搬送となった。

主要施策2 バリアフリーの街づくりの推進

高齢者や障がい者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるまちづくりの実現に向け、バリアフリーの街づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者などが安心して快適に生活でき、自由に外出することができるやさしいまちをつくるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」※を当事者目線で推進します。
- ◇ 道路や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

構成施策① みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発

- 高齢者や障がい者など、すべての県民が安心して快適に生活できる街づくりを推進するため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の推進体制の整備と普及啓発事業を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
73	みんなのバリアフリー街づくり推進事業(県)	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組を進めます。また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発やバリアフリーアドバイザーの派遣を行います。

構成施策② 福祉有償運送等の推進

- 公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者や障がい者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした研修を実施します。
- また、住民主体の移動支援について、取組が広がるよう先進事例の市町村への情報提供に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
74	福祉有償運送推進事業(県)	NPO法人との協働により、市町村担当者向け制度説明会や福祉有償運送制度の普及啓発のための研修を実施します。

構成施策③ 道路や公共交通機関のバリアフリー化

- 高齢者や障がい者などの方が自由に移動できるよう、道路のバリアフリー化を進めます。
- 鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
75	交通安全施設等整備事業 (県※指定都市域除く)	県管理道路において、高齢者や障がい者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅広歩道の整備や、横断歩道部の段差解消などに取り組みます。
76	交通安全施設整備事業 (県)	高齢者や障がい者などが安心して道路を横断できるように、駅や公共施設の周辺等に、バリアフリー化に資する交通安全施設の整備を推進します。
77	鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助 (市町村)	鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備に対し、市町村の助成経費を補助します。
78	ホームドア設置促進事業費補助(民間)	鉄道事業者が行うホームドアの設置事業に対し補助を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
1日あたりの平均利用者数10万人以上の鉄道駅におけるホームドアの累計設置駅数	23 駅	23 駅	28 駅	31 駅	31 駅

構成施策④ 都市公園施設のユニバーサルデザイン化

- 高齢者や障がい者など、誰もが安全で快適に利用できる県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
79	都市公園施設のユニバーサルデザイン化の推進(県)	園路の段差解消や手すりの設置、誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」の整備など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

主要施策3 事故や犯罪被害などの防止

高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加しています。事故の防止のためには、広く県民に高齢者の行動特性を理解していただくとともに、高齢者自らも、事故に遭わない行動をとることが大切です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者の事故や犯罪被害などの防止に向け、県民運動や市町村との連携のもとに総合的な取組を進めます。

構成施策① 交通安全対策の充実

- 高齢者に関わる交通事故を防止し、安全かつ快適な交通社会を実現していくため、交通安全教室の開催など、総合的に交通安全対策を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
80	交通安全県民運動の推進(県)	交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指して、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、ドライバー等に対する高齢者の行動特性などについての啓発活動を行うなど、交通安全県民運動を実施します。
81	県警察による高齢者への交通安全教育の推進(県)	高齢運転者が交通事故を起こさないため、シルバードライビングスクールや高齢者運転免許自主返納サポート制度の拡充を推進するとともに、高齢者が交通事故に遭わない(被害者にならない)ため、参加・体験型交通安全教育(トラビック、生き生きシルバートレーニング等)を実施します。
82	高齢者への交通安全教育の推進(県・民間)	高齢者が交通事故に遭わない、起こさないために、高齢者の特性や高齢者の交通安全意識の高揚とその地域のリーダー養成のための講習会等を実施するほか、地域の交通安全ボランティアなどを活用して、「高齢者世帯セーフティーアドバイス事業」などを実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域警察官による巡回連絡(県)	74	69

主要施策2 バリアフリーの街づくりの推進

高齢者や障がい者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるまちづくりの実現に向け、バリアフリーの街づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者などが安心して快適に生活でき、自由に外出することができるやさしいまちをつくるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」※を当事者目線で推進します。
- ◇ 道路や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

構成施策① みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発

- 高齢者や障がい者など、すべての県民が安心して快適に生活できる街づくりを推進するため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の推進体制の整備と普及啓発事業を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
73	みんなのバリアフリー街づくり推進事業(県)	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組を進めます。また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発やバリアフリーアドバイザーの派遣を行います。

構成施策② 福祉有償運送等の推進

- 公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者や障がい者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした研修を実施します。
- また、住民主体の移動支援について、取組が広がるよう先進事例の市町村への情報提供に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
74	福祉有償運送推進事業(県)	NPO法人との協働により、市町村担当者向け制度説明会や福祉有償運送制度の普及啓発のための研修を実施します。

構成施策③ 道路や公共交通機関のバリアフリー化

- 高齢者や障がい者などの方が自由に移動できるよう、道路のバリアフリー化を進めます。
- 鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
75	交通安全施設等整備事業 (県※指定都市域除く)	県管理道路において、高齢者や障がい者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅広歩道の整備や、横断歩道部の段差解消などに取り組みます。
76	交通安全施設整備事業 (県)	高齢者や障がい者などが安心して道路を横断できるように、駅や公共施設の周辺等に、バリアフリー化に資する交通安全施設の整備を推進します。
77	鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助 (市町村)	鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備に対し、市町村の助成経費を補助します。
78	ホームドア設置促進事業費補助(民間)	鉄道事業者が行うホームドアの設置事業に対し補助を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
1日あたりの平均利用者数10万人以上の鉄道駅におけるホームドアの累計設置駅数	23 駅	23 駅	28 駅	31 駅	31 駅

構成施策④ 都市公園施設のユニバーサルデザイン化

- 高齢者や障がい者など、誰もが安全で快適に利用できる県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
79	都市公園施設のユニバーサルデザイン化の推進(県)	園路の段差解消や手すりの設置、誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」の整備など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

主要施策3 事故や犯罪被害などの防止

高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加しています。事故の防止のためには、広く県民に高齢者の行動特性を理解していただくとともに、高齢者自らも、事故に遭わない行動をとることが大切です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者の事故や犯罪被害などの防止に向け、県民運動や市町村との連携のもとに総合的な取組を進めます。

構成施策① 交通安全対策の充実

- 高齢者に関わる交通事故を防止し、安全かつ快適な交通社会を実現していくため、交通安全教室の開催など、総合的に交通安全対策を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
80	交通安全県民運動の推進(県)	交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指して、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、ドライバー等に対する高齢者の行動特性などについての啓発活動を行うなど、交通安全県民運動を実施します。
81	県警察による高齢者への交通安全教育の推進(県)	高齢運転者が交通事故を起こさないため、シルバードライビングスクールや高齢者運転免許自主返納サポート制度の拡充を推進するとともに、高齢者が交通事故に遭わない(被害者にならない)ため、参加・体験型交通安全教育(トラビック、生き生きシルバートレーニング等)を実施します。
82	高齢者への交通安全教育の推進(県・民間)	高齢者が交通事故に遭わない、起こさないために、高齢者の特性や高齢者の交通安全意識の高揚とその地域のリーダー養成のための講習会等を実施するほか、地域の交通安全ボランティアなどを活用して、「高齢者世帯セーフティーアドバイス事業」などを実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域警察官による巡回連絡(県)	74	69

構成施策② 防犯対策の推進

- 警察による防犯指導など、地域における防犯対策を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
83	高齢者防犯対策事業 (県)	各警察署と警察本部が連携し、高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺をはじめとする各種犯罪被害の防止に向け、防犯講話、キャンペーン等のあらゆる機会を通じて防犯指導を行うとともに、官民連携した防犯環境整備に取り組み、犯罪に遭いにくいまちづくりを促進します。
84	防犯指導等の実施 (県)	市町村等と連携しながら、県内各地域において防犯指導等を実施することにより、県民の防犯意識や地域の防犯力を高めるとともに、地域における自主的な防犯活動・啓発活動を促進します。
85	特殊詐欺被害防止対策 の推進(県)	特殊詐欺被害防止を図るため、高齢者をはじめとした幅広い世代に対し普及啓発活動を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域警察官による巡回連絡(県)	74	69

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
各種防犯キャンペーンの参加人数	5,000 人	5,000 人	5,500 人	5,500 人	5,500 人

構成施策③ 高齢者の消費者被害の未然防止と救済

- 高齢者からの消費生活相談件数が増加傾向にあります。一人暮らしの高齢者が増えており、身近に相談する人がいないことで被害が深刻化することも多いと考えられるため、関係機関と幅広い連携を進め、高齢者の消費者被害未然防止と救済のための取組を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
86	高齢者の消費者被害未然防止のための消費者教育の推進(県)	高齢者団体、障がい者団体をはじめとする関係機関と幅広い連携を進め、高齢者、障がい者等に伝わりやすい啓発資料の作成などを通じて消費者被害の未然防止に取り組みます。 また、高齢者や障がい者だけでなく、地域で見守る方々などに対しても、出前講座などの消費者教育を実施します。
87	消費者安全確保地域協議会の設置促進 (県、市町村)	県と市町村の消費生活部局、福祉部局での協議の場を設定し、「消費者安全確保地域協議会」設置にかかる課題解決に向けた個別の助言、働きかけを通じて、市町村における法定協議会設置を促進します。
88	消費生活相談の充実 (県)	身近な市町村での消費生活相談窓口を支援するとともに、県の専門的・広域的な相談機能の向上を図り、県全体として消費生活相談体制を充実します。また、福祉の現場との連携等を進め、高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応に取り組みます。

主要施策4 災害時の要配慮者への支援の推進

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等が全国各地で発生しており、さらに南海トラフ地震などの地震や津波の切迫性が懸念されていることから、高齢者等の災害時の要配慮者への支援体制を整備するなど、災害対策のさらなる推進が必要です。

主要施策の方向

- ◇ 市町村における要配慮者に対する支援体制の整備を支援するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。

構成施策① 要配慮者への支援体制の整備

- 市町村は、地域における見守り体制の整備と連動して、高齢者や障がい者の居住情報を事前に掌握し、災害時の救出、避難誘導、安否確認等の災害に備えた体制の整備や、住民の自主的な防災組織による訓練等への支援、防災知識の啓発などに取り組みます。
- また、高齢者・障がい者等が災害時にあっても必要な生活支援を受けられる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
93	広域的な要配慮者支援(県)	大規模災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者を広域的に支援するため、福祉関係団体等と連携して設置した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害時の福祉的支援に関する関係機関・団体等との情報共有や連携強化を図るとともに、災害時には、一般避難所等において要配慮者への福祉支援を行う「神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川 DWAT)」を派遣するなど、要配慮者支援体制の強化を図ります。
94	福祉避難所市町村サポートチーム(県)	庁内関係各課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営や災害時の要支援者の個別避難計画の作成に関する課題等を把握し、計画作成や避難訓練に当事者である要配慮者が参加し主体的に関わる事例の共有や課題解決に向けた協議を市町村と行うなど、災害時の市町村の要配慮者支援を後押しします。
95	市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進(市町村、民間)	災害発生時に、在宅生活をしていた高齢者が一時的に在宅での介護が困難になった場合などに、市町村が速やかに高齢者施設へ入居受入要請を行えるよう、事前に市町村と施設との間で協定を締結しておくことが重要です。そのため、「神奈川県高齢者福祉施設協議会」等の団体との連携により作成した「災害時における高齢者福祉施設と行政の対応についての協定(標準例)」に基づき、市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進に努めます。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定締結数	730 施設	741 施設	747 施設	751 施設	754 施設

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

柱1 未病改善の取組の推進

現状と課題

- 県は、健康と病気は二分論ではなくグラデーションであり、連続的に変化していくものであるという「未病」の考え方に立ち、食・運動・社会参加を通じた「未病改善」の取組を進めています。
- 「未病」の考え方は高齢者の心身の状態についても当てはまり、「介護を要する人」「介護を要しない人」という二分論ではなく、高齢者の心身の状態は自立、フレイル（虚弱）、要支援、要介護というように連続的に捉え、どのような状態にあっても改善を支援するという考えに立って取り組んでいくことが重要です。
- 本県では全国でも屈指のスピードで高齢化が進んでいくと予想されています。高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、健康寿命の延伸に向けて日頃から未病改善に取り組むことが重要です。

健康 未病 病気

介護を
要しない 介護を
要する

目指すべき方向性

- 高齢になっても元気でいきいきと暮らせるよう、「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を推進します。
- 「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」や地域ケア会議、「住民主体の通いの場」など、市町村が行う未病改善の取組を支援します。
- 市町村は、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、住民等の多様な主体の参画による介護予防事業の充実を目指します。
- 高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進します。
- 地域リハビリテーション※が適切に、効果的に提供されるようにするため、リハビリテーション関係機関と栄養・口腔関連機関が相互に連携を図り、高齢者に適切なリハビリテーションを提供できるしくみづくりを推進します。また、リハビリテーションに関わるこれらの人材の充実を図ります。

指標

指標	現状	目標
平均自立期間	2021年（令和3年） 男性：80.40年 女性：84.50年	2027年（令和9年） 男性：82.26年 女性：86.11年
指標の考え方	「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を実現するため、県民の平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）を延伸することが必要です。 そこで、県民の未病改善を推進することで、平均自立期間の増加率が最も高い都道府県の増加率をめざし、目標を設定します。	

主要施策4 災害時の要配慮者への支援の推進

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等が全国各地で発生しており、さらに南海トラフ地震などの地震や津波の切迫性が懸念されていることから、高齢者等の災害時の要配慮者への支援体制を整備するなど、災害対策のさらなる推進が必要です。

主要施策の方向

- ◇ 市町村における要配慮者に対する支援体制の整備を支援するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。

構成施策① 要配慮者への支援体制の整備

- 市町村は、地域における見守り体制の整備と連動して、高齢者や障がい者の居住情報を事前に掌握し、災害時の救出、避難誘導、安否確認等の災害に備えた体制の整備や、住民の自主的な防災組織による訓練等への支援、防災知識の啓発などに取り組みます。
- また、高齢者・障がい者等が災害時にあっても必要な生活支援を受けられる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
93	広域的な要配慮者支援(県)	大規模災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者を広域的に支援するため、福祉関係団体等と連携して設置した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害時の福祉的支援に関する関係機関・団体等との情報共有や連携強化を図るとともに、災害時には、一般避難所等において要配慮者への福祉支援を行う「神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川 DWAT)」を派遣するなど、要配慮者支援体制の強化を図ります。
94	福祉避難所市町村サポートチーム(県)	庁内関係各課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営や災害時の要支援者の個別避難計画の作成に関する課題等を把握し、計画作成や避難訓練に当事者である要配慮者が参加し主体的に関わる事例の共有や課題解決に向けた協議を市町村と行うなど、災害時の市町村の要配慮者支援を後押しします。
95	市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進(市町村、民間)	災害発生時に、在宅生活をしていた高齢者が一時的に在宅での介護が困難になった場合などに、市町村が速やかに高齢者施設へ入居受入要請を行えるよう、事前に市町村と施設との間で協定を締結しておくことが重要です。そのため、「神奈川県高齢者福祉施設協議会」等の団体との連携により作成した「災害時における高齢者福祉施設と行政の対応についての協定(標準例)」に基づき、市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進に努めます。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定締結数	730 施設	741 施設	747 施設	751 施設	754 施設

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

柱1 未病改善の取組の推進

現状と課題

- 県は、健康と病気は二分論ではなくグラデーションであり、連続的に変化していくものであるという「未病」の考え方に立ち、食・運動・社会参加を通じた「未病改善」の取組を進めています。
- 「未病」の考え方は高齢者の心身の状態についても当てはまり、「介護を要する人」「介護を要しない人」という二分論ではなく、高齢者の心身の状態は自立、フレイル（虚弱）、要支援、要介護というように連続的に捉え、どのような状態にあっても改善を支援するという考えに立って取り組んでいくことが重要です。
- 本県では全国でも屈指のスピードで高齢化が進んでいくと予想されています。高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、健康寿命の延伸に向けて日頃から未病改善に取り組むことが重要です。

健康 未病 病気

介護を
要しない 介護を
要する

目指すべき方向性

- 高齢になっても元気でいきいきと暮らせるよう、「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を推進します。
- 「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」や地域ケア会議、「住民主体の通いの場」など、市町村が行う未病改善の取組を支援します。
- 市町村は、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、住民等の多様な主体の参画による介護予防事業の充実を目指します。
- 高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進します。
- 地域リハビリテーション※が適切に、効果的に提供されるようにするため、リハビリテーション関係機関と栄養・口腔関連機関が相互に連携を図り、高齢者に適切なリハビリテーションを提供できるしくみづくりを推進します。また、リハビリテーションに関わるこれらの人材の充実を図ります。

指標

指標	現状	目標
平均自立期間	2021年（令和3年） 男性：80.40年 女性：84.50年	2027年（令和9年） 男性：82.26年 女性：86.11年
指標の考え方	「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を実現するため、県民の平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）を延伸することが必要です。 そこで、県民の未病改善を推進することで、平均自立期間の増加率が最も高い都道府県の増加率をめざし、目標を設定します。	

キーワード 住民主体の通いの場

住民主体の通いの場は、地域の高齢者が集い、様々な活動を主体的に行うことで、生きがいづくり、健康づくりに取り組む場であり、未病改善に寄与しています。

住民主体の通いの場とは、厚生労働省により以下のとおり定義されます。

- ・ 体操や趣味活動を行い介護予防に資すると市町村が判断する場合であること。
- ・ 通いの場の運営主体は、住民であること。
- ・ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らない。
- ・ 月1回以上の活動実績があり、市町村が「主な活動内容」及び「参加者実人数」を把握しているものであること。

（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」による定義）



主要施策2 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組

高齢者一人ひとりが健康でいきいきと自分らしい生活を送れるようにするためには、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組むことが大切です。また、障がいや身体的に機能低下のおそれがある高齢者が、地域社会や家庭で自立した生活を送れるようにするため地域リハビリテーションの支援体制の推進を図ることが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸等を目標とした「かながわ健康プラン 21（第3次）※」に基づき、食生活改善等の県民の健康づくりを推進します。
- ◇ こころの健康づくりや歯及び口腔の健康づくりなど未病改善の取組を支える環境づくりを推進します。
- ◇ 関係機関の連携による地域リハビリテーションの支援体制を推進するとともに、一般介護予防事業へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。

構成施策① 地域における健康づくりの推進

- 健康増進法に基づき、2024年（令和6年）3月に「かながわ健康プラン 21（第3次）」を策定（予定）し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の2つの全体目標の実現による「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」をめざし、県民一人ひとりの健康づくりを推進しています。
- 「かながわ健康財団」を健康づくり運動の推進母体として、県・市町村・企業・健康関連団体・地域団体等と協力して、県民の健康づくりを支援していきます。
- 介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」対策に取り組めます。
- 市町村は、生活習慣病などの疾病予防及び介護予防の観点から、他に保健サービスを受ける機会のない40歳以上の方を対象に、健康診査、健康教育、健康相談などを実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
99	健康増進対策事業(県)	生活習慣病の予防に向けた栄養・食生活の改善を進めるため、健康づくりを推進するための体制づくりや研修会、健康増進を担う人材育成などを進めます。
100	かながわ健康財団による健康づくり事業(民間)	県民の健康づくり・がん予防意識の普及啓発を行うほか、生活習慣病予防や介護予防に関連する事業を実施します。
101	後期高齢未病改善推進事業(県・市町村)	高齢者が、自らフレイルを早期に発見し、改善の取組を実践できるようにするため、市町村や関係機関と連携し、自己チェックの機会を提供するとともに、フレイル対策の重要性について啓発を図ります。

構成施策② 地域の食生活の改善

- 高齢期を元気でいきいきと自分らしく過ごせるように、低栄養や生活習慣病の予防に資する対策を推進します。
- 若い人も高齢者も、元気で健康に暮らすことができるよう、地産地消や食育等、地域における食生活改善の取組をすすめます。地域の健康課題を理解し、地域に密着した活動を展開している食生活改善推進員と連携し、健康増進に資する食事知識の普及啓発など、食生活改善の取組を充実させます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
102	地域食生活対策推進協議会による取組 (県 * 保健所設置市域除く)	各保健福祉事務所管内市町村や医療機関、福祉施設、食生活改善推進団体、民間企業等と連携を図り、地域の栄養・食生活課題について協議し、その結果を踏まえた事業展開、課題解決に向けた取組を行います。
103	専門的栄養指導・食生活支援事業 (県 * 保健所設置市域除く)	食生活や生活習慣に起因するところが大きい慢性疾患や長期療養の必要がある個別性の高い疾病の重症化及び合併症の進行を防ぐとともに、生活の質の向上を目指して、個別の栄養指導や食事療法等の実践技術の改善を図ります。また、地域での食生活支援に係わる関係者の研修会の実施を通して知識及び技術の共有化や連携強化を図ります。

* 保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

構成施策③ こころの健康づくりの推進

- 高齢期においては、体の衰えに喪失体験などが加わってうつになりやすく、自殺を図る人も多くなっています。悩みや不安を抱える高齢者に対し、いつでも対応できる相談体制の充実などを図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
104	こころつなげよう電話相談事業(県)	こころの健康に不安を持つ方の話を傾聴し、自殺防止や心の健康保持・増進につなげます。
105	精神保健福祉普及相談事業(県 * 保健所設置市域を除く)	県保健福祉事務所・センターにおいて、こころの健康に関する面接・電話相談や、訪問支援を行います。
106	こころの健康づくり推進事業(県)	総合的な自殺対策を推進するため、「かながわ自殺対策会議」において関係機関・団体と連携を図るとともに、自殺対策講演会を開催し、県民の自殺に関する理解を深めます。
107	こころといのちの地域医療支援事業(自殺対策)(県・指定都市)	うつ病に対するかかりつけ医の理解を深めるための研修を実施し、うつ病の早期発見、早期対応を図ります。
108	かながわ自殺対策推進センター事業(県)	自殺対策に係る研修会等、人材の育成や自殺対策に関わる情報を広く県民や関係機関に情報提供することで、地域における自殺対策を推進するとともに、市町村支援や自死遺族に対する相談を行います。

* 保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かかりつけ医うつ病対応力向上研修の修了者数	280 人	270 人	270 人	270 人	270 人

構成施策④ 歯及び口腔の健康づくりの推進と口腔ケアの充実

- 生涯にわたって、満足度の高い食生活や社会生活を送り、健康寿命を延ばすために、歯及び口腔の健康づくりは大変重要です。
- 県民一人ひとりが歯及び口腔の健康を意識し、80歳で20本以上の歯を保つことを目標とした8020運動や、オーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）の予防と改善に取り組みます。
- 要介護者等が誤嚥性肺炎や低栄養状態になることを防ぐために、口腔ケアや口腔機能の維持・向上の充実を図ります。
- 在宅療養高齢者が必要な口腔ケア・歯科治療を受ける機会を増やすための取組を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
109	在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業(県 *保健所設置市域除く)	在宅療養者への歯科疾患予防やQOL(生活の質)の改善を図るため、訪問口腔ケアを実施するとともに、在宅療養者等の自立と介護支援の体制づくりを地域で推進するため、介護に携わる者に対する口腔ケアの普及に取り組みます。
110	オーラルフレイル健口推進員養成事業(県 *保健所設置市域除く)	全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操を自主的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員の養成・育成研修及び交流会を行います。
111	オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業(県)	高齢者における要介護状態の入り口のひとつである口腔機能の低下を回復可能な段階で改善するため、オーラルフレイル改善プログラムの普及を図ります。
112	未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業(県)	高齢者の未病を改善するため、オーラルフレイル対策(機能面)と誤嚥性肺炎の防止に有効な口腔内清掃(衛生面)を一体的に対応できる医療・介護分野におけるリーダーの育成を行います。
113	フッ化物洗口の推進(県)	フッ化物洗口の推進を図るため、県民に対しフッ化物洗口実施に係るモデル事業の実施・検討会・研修会・普及啓発を行います。

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
オーラルフレイル健口推進員の養成数	1,556人	1,616人	1,676人	1,736人	1,796人

キーワード 高齢期の歯及び口腔の健康づくりの推進体制

県では、歯及び口腔の健康づくりが、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことから、県民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的として、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」を平成23年7月に施行しました。平成25年3月には「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」(第1次計画)を策定し、令和6年3月に第2次として計画を改定予定です。

【高齢期における歯及び口腔機能について】

- 高齢期の口腔機能を維持向上することにより要介護状態とならないよう、引き続きオーラルフレイル対策に取り組んでいくことが重要です。
- 高齢者の誤嚥性肺炎には、口腔機能と口腔衛生状態が関係しています。歯及び口腔の健康づくりが全身の健康づくりにも影響することを踏まえて、医科歯科連携をはじめ他職種との連携を引き続き進めていく必要があります。
- 高齢期は進行した歯周病(歯肉炎や歯周炎)が多くなり、歯を失う主な原因の一つです。糖尿病や心臓病などの病気と関連があり、全身の健康のためにも歯周病の対策や治療が大切です。
- 歯の本数は、認知症や死亡リスクなど健康寿命に関わり、生涯にわたる健康の保持増進に大きく寄与することが指摘されています。

構成施策⑤ 未病改善の推進

- 未病指標等を活用し、未病の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
114	未病センターの設置促進(県)	県民が身近な場所で自らの身体の状態を把握し、その結果に基づくアドバイスや「未病改善」の取組のための情報提供を受けられる場である未病センターの設置を進めます。市町村や企業等が設置・運営し、県が認証します。
115	未病指標活用促進事業(県)	未病指標の社会実装化や算出機能の改修等を行います。
116	エイジフレンドリーシティの推進	「健康な高齢化」に向けた取組を活性化するため、WHO が推進するエイジフレンドリーシティ参加自治体に対し、高齢者ケアに係る取組支援を行うとともに、好事例の発信等を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
未病指標の利用者数	171,259 人	300,000 人	500,000 人	800,000 人	900,000 人

キーワード 未病指標

健康をもっと身近に。
マイME-BYOカルテ

毎日のアプリ利用で
未病改善行動を習慣化



自分が「健康」と「病気」のグラデーションのどこにいるのか、生活習慣、認知機能、生活機能、メンタルヘルス・ストレスの4つの領域から、現在の未病の状態を数値等で「見える化」するものです。

未病改善に向けた個人の行動変容を促進するため、本県がWHO等と連携して開発しました。

県が運営する無償のスマートフォン用アプリ「マイME-BYOカルテ」をダウンロードし、15個の項目を測定・入力することで、未病の状態を100点満点で確認することができます。

(出典) 県ホームページ

アプリ「マイME-BYOカルテ」で未病を改善!

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/cnt/f532715/p991437.html>



構成施策⑥ 地域リハビリテーション支援体制の推進

- 高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要であるため、要支援者や要支援・要介護になるおそれのある人に対して、地域リハビリテーションによる未病改善の取組を進めます。
- 2022年度（令和4年度）と2023年度（令和5年度）に実施した地域リハビリテーションに関する実態把握のための調査結果を踏まえ、地域においてリハビリテーション専門職、その他関係職種を活かした自立支援に資する取組が進むよう、リハビリテーション専門職の派遣体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(10) 再掲	在宅医療体制構築事業 (県)	県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。(本掲はP49)
117	地域リハビリテーション 活動支援事業 (市町村)	地域支援事業により、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (年度) (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域リハビリテーション従事者向け 相談対応件数	188 件	300 件	300 件	300 件	300 件
地域リハビリテーション従事者向け 研修受講者数	120 人	100 人	100 人	100 人	100 人

構成施策⑦ 特定健康診査・特定保健指導の推進

- 医療保険者は、40歳から74歳の被保険者・被扶養者の方を対象に、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）を実施し、その結果に応じメタボリックシンドロームの予備群該当者の方に対して健康の保持への支援（特定保健指導）を行います。
- 県は、市町村等の担当者を対象とした研修会等を開催するなど、市町村の取組を支援します。

構成施策⑧ 後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 2008年（平成20年）4月から開始された後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化に伴い増大していく高齢者医療費を安定的に支えるため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすく、また、75歳以上の高齢者の心身の特性等を踏まえた医療給付を行うために創設された医療制度です。

➤ 神奈川県後期高齢者医療広域連合における取組

県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」（以下、「広域連合」という。）では、後期高齢者医療制度における医療給付、保険料の賦課等を行い、制度の健全・円滑な運営を担います。

➤ 市町村における取組

市町村では、後期高齢者医療制度の保険料の徴収事務や被保険者への窓口業務を担当し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を担います。

➤ 県における取組

県では、広域連合や市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全・適切に行われるよう必要な助言・援助を行います。また、広域連合や市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審査・裁決を行う附属機関として、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき後期高齢者医療審査会の設置・運営を行います。

構成施策⑨ 「健康団地」の取組

- 県営住宅において、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取組を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
118	団地再生整備事業 (県・市町村・民間)	高齢化の進んでいる県営住宅を、健康で安心して住み続けられるよう、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点づくりを行い、「健康団地」として再生していきます。
119	県営団地におけるシニア合唱事業(県)	文化芸術の振興とともに、共生社会の実現や、団地におけるコミュニティの活性化、未病改善など健康団地の推進に向けた取組強化を図るため、高齢化が進んでいる県営団地において、団地住民等を対象に合唱事業を行います。

柱2 社会参画の推進

現状と課題

- 健康寿命が延び「人生100歳時代」を迎える中、県民一人ひとりが生涯生きがいを持っていきいきと暮らしていける社会の実現が求められます。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進める必要があります。高齢者が自らの経験や知識をいかしつつ、いきいきと主体的に地域社会に参加できるようにしていくことが大切です。
- 労働・雇用の観点では、2013年（平成25年）4月の改正高年齢者雇用安定法の施行により、年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に対し段階的に65歳までの継続雇用等が義務付けられています。さらに2021年（令和3年）4月からは、70歳までを対象として、社会貢献事業に従事できる制度の導入など、雇用以外の措置等を講じるように努めることを義務付けています。
- 今後は、元気な高齢者が、働くことやボランティア活動への参加など、それぞれの希望に応じて活躍できる環境づくりが求められます。

目指すべき方向性

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができるための「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、また、他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組を充実させていくことができるよう、ICTも活用しながら地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進めます。
- 経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

指標

指標		現状	目標
長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合		2022年度 67.0% (令和4)	2026年度 73.0% (令和8)
指標の考え方	県民ニーズ調査において「長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしていますか」の項目に対し「そう思う」と回答した人の割合を、社会参画活動を促進することで2026年度（令和8年度）に73.0%とすることを目標とします。		

主要施策1 地域共生社会の実現に向けた活動への支援

高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参画活動を支援するための様々な取組を推進することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が、自らの経験、知識、意欲をいかした社会参画活動を通して、いきいきと活躍できるよう、生きがい・健康づくりを当事者目線で推進します。

構成施策① 人生100歳時代の設計図の取組の推進

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができるための「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
120	人生100歳時代の設計図の取組の推進(県)	県、市町村や民間企業、大学、NPO※等の多様な主体が参画する「かながわ人生100歳時代ネットワーク」において、「学びの場」や「活動の場」を創出する様々なプロジェクトに取り組みます。

構成施策② 老人クラブ活動の推進

- 老人クラブは、地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を進めています。
- 県では、多様な価値観を持つ高齢者のニーズに対応した魅力あるクラブ活動の推進や、子どもの見守り等の次世代育成支援、安全・安心対策などの取組、ICTを活用した、地域や仲間とのつながりを持続できるような取組を、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
121	神奈川県老人クラブ連合会による老人クラブ活動の推進(民間)	地域のニーズに対応した魅力ある活動を進めるため、市町村老人クラブ連合会や単位老人クラブの育成指導などに取り組みます。
122	老人クラブ助成費補助事業(民間)	ボランティア活動、生きがいづくり活動、健康づくり活動や友愛チームによる訪問活動を行う単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会の活動に対し、国、県と協調して支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護予防・生きがいづくり支援事業(県・民間)	85	98
老人クラブによる訪問活動への支援(県・横浜市・川崎市)	107	144

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数	2,278 チーム	2,300 チーム	2,350 チーム	2,400 チーム	2,450 チーム

構成施策③ ボランティア活動等の推進

- かながわボランティアセンターやかながわ県民活動サポートセンター等において、県民のボランティア活動等に対する様々な支援を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
生活支援コーディネーター研修（県）	56	15
かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進（民間）	57	18
かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進（県）		19
地域介護予防活動支援事業（市町村）		20

構成施策④ 情報アクセシビリティの推進

- 高齢者や障がい者など、誰もが情報通信技術の利便を享受できるように、情報アクセシビリティを推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名（事業主体）	事業内容
123	情報アクセシビリティ推進事業（県）	神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に則り、JIS規格に準拠した県ウェブサイトを作成に努めるとともに、検証・試験の実施によりウェブアクセシビリティの維持・向上を図ります。

主要施策2 就業に対する支援

働き続ける意欲をもった高年齢者に対し、経験や知識をいかして活躍できるよう、多様な就業ニーズに応える取組を推進する必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 個々の高年齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

構成施策① 中高年齢者の就業支援の推進

- 中高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、40歳以上の中高年齢者の就業支援を行う「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリング等と、国の職業紹介をあわせて実施することにより、利用者の利便性を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
124	「シニア・ジョブスタイル・かながわ」の運営(県)	国(神奈川労働局)との密接な連携のもと、40歳以上の中高年齢者の多様な働き方の相談に対応する「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	47.8%	48.5%	50.0%	51.0%	52.0%

構成施策② シルバー人材センター事業の支援

- 健康で働く意欲のある高年齢者に、臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供するシルバー人材センター等の育成を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
125	シルバー人材センター等の育成(県・市町村)	シルバー人材センター及び生きがい事業団への助成を行うとともに、県内全域でシルバー人材センター事業を展開するために設立された神奈川県シルバー人材センター連合会への助成を行います。